

官報

号外 平成五年六月八日

○第百二十六回 参議院會議録第二十三号

平成五年六月八日(火曜日)

午後二時三十一分開議

○議事日程 第二十三号

平成五年六月八日

午後一時開議

第一 農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、平成五年度一般会計補正予算(第一号)

一、平成五年度特別会計補正予算(特第一号)

一、平成五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

一、自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第四まで

平成五年六月八日 参議院會議録第二十三号

議事日程追加の件 平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二件

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二件(内閣提出、衆議院送付)

一、平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二件(内閣提出、衆議院送付)

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

平成五年度一般会計補正予算(第一号)

平成五年度特別会計補正予算(特第一号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長遠藤要君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔遠藤要君登壇、拍手〕

○遠藤要君 ただいま議題となりました平成五年度補正予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正予算は、今後の景気の足取りを一層確実にするため総合的な経済対策を実施することとし、公共事業等の追加を行うほか、対ロシア連邦支援関係等特に緊要となった事項について措置を講ずることとし、歳出の追加総額は二兆四千三百五十一億円となっております。

他方、地方交付税交付金及び予備費の減額で二千四百六十四億円の修正減少を行うこととしておりますので、歳出の純追加額は二兆一千八百八十七億円となっております。

歳入につきましては、租税及び印紙収入について住宅取得促進税制の拡充や設備投資減税による内需拡大措置の実施に伴い一千四百六十億円の減収を見込むほか、建設公債の増発二兆二千四百六十億円を行うこととしております。

これらの結果、平成五年度補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し二兆一千八百八十七億円増加して七十四兆五千四百三十五億円となっております。

以上の一般会計予算補正に関連して、国立学校特別会計など十九特別会計と国民金融公庫など八政府関係機関について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、去る五月十四日国会に提出され、五月二十日林大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、五月二十七日

から本日まで、宮澤内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行いました。

この間、五月三十一日にはPKOに関する集中審議を、六月七日には景気・経済に関する集中審議を行うなど、終始濃密な審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち補正予算に直接かかわるものとして、「今回政府が、当初予算と同一会期内に、しかも史上最大の巨額の補正を行うやり方は、国会審議の上からも、また年間経費の適正計上の予算編成原則からも問題ではないか。政策経費の新規計上や当初予算対比百倍超といった施設費の追加補正等は財政法第二十九条の補正予算編成方針に反するのではないか。さらに政府は、当初予算審査段階において平成五年度政府経済見通し実質三・三％の達成は容易と答弁していたのに、巨額の補正追加は矛盾ではないか。」との質疑があり、これに対し宮澤内閣総理大臣及び関係各大臣並びに政府委員から、「景気は回復の兆しが見られるものの先行き予断を許さない状況にあり、四月に新たな総合経済対策を決めたが、昨年の補正予算等の措置がおくれぎみであったことにかんがみ、対策の実効を確実なものにするため補正予算は早い方がよいと考え、まことに異例ではあるが同一国会での審議をお願いすることにした。本補正予算に追加計上した経費の主なるものは当初予算成立後の四月十三日に決定した総合経済対策を実施するためのものであり、また対ロシア連邦支援等いずれも予算編成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の追加を行うもので、財政法第二十九条を逸脱するとの批判は当たらない。平成五年度の三・三％の政府経済見通しについては、当

初予算の際そう無理なことではないと答弁したが、景気回復の兆しが徐々にあらわれてくるものの、なお我が国経済を取り巻く内外の環境は厳しく、景気の回復と経済の成長をより確実なものにするため総合経済対策をとることとした。年度を通ずる経済の成長率見通しは、個々の経済変動や成長要因を捨象し、政策努力を加味しての数値で、今回の補正予算も政策努力の一環で、これが直ちに需要項目の数値や成長率の改定に連動するというものではない。経済成長率の見直し等の作業は、次年度予算編成との関連で年末に行うのが慣例である。との答弁がありました。

減税問題として、「平成四年度補正予算審議の委員長報告に述べられ、また本年度当初予算の衆議院通過の際自民党幹事長が約束した所得税減税を履行しないのはなぜか。」との質疑に対し、宮澤内閣総理大臣から、「所得税減税については、前回の税制改正で税率刻みのフラット化等が残っており、また年金財政の再計算を来年には行わなければならないことなど国民の負担と給付の関係を考慮し、さらに国会の御議論は十分承知しており、そう遠くない時期に抜本的改革を行う考えである。」旨の答弁がありました。

このほか質疑は広範多岐にわたりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して三重野委員が反対、自由民主党を代表して柳川委員が賛成、公明党・国民会議を代表して荒木委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して寺崎委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民主

改革連合を代表して乾委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成五年度補正予算案は賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛) 三案に対し、討論の通告がございします。発言を許します。山本正和君。

〔山本正和君登壇、拍手〕

○山本正和君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、平成五年度補正予算三案に対し反対の討論をいたします。

何よりも申し上げなければならないのは、本補正予算案が本院、すなわち参議院の多数意見をほとんど無視して編成されていることであります。

本院は、平成四年度補正予算の通過に当たり予算委員長報告において所得税減税の必要性について触れ、政府はこれを重く受けとめるべきであるとの要請が行われたのであります。また、五年度

本予算審議の委員会審査のまとめとして同趣旨の委員長見解が本院本会議において述べられているのであります。予算編成権は内閣に帰属するといえ、参議院の多数意見をほとんど無視した本補正予算三案はこれを容認するわけにはまいりません。

次に指摘しなければならないのは、同一国会内で、しかも本予算通過後月余を経ずして補正予算を提出するという無責任きわまる内閣の姿勢であります。これは予算編成の原則を大きく踏み外し、また今日の予算編成のあり方に根本的な欠陥があったことを証明するものであります。

さらに、本補正予算案が財政法二十九条に定めた編成の要件を十分に満たしていないことであります。

我々は、昨年十二月に編成された平成五年度予算については、予算審議の際景気対策として十分であることを再三指摘いたしました。が、政府は、景気に十分配慮したベストの予算であり、政府経済見通しの実質三・三％成長も十分達成可能と豪語していたのであります。しかるに、政府は

それほどもで自信のあった五年度予算の成立後わずか一カ月余りでなぜ景気浮揚のための補正予算の提出が必要となったのでありましょうか。財政法二十九条は補正予算編成の要件として「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」などを定めておりますが、むしろ景気底入れとも思える指標が目立ち始めたことを政府自身が口にしてこの一カ月の間にいかなる経費が特に緊要となったのか全く理解できず、かかる補正予算の編成は到底認めることができないのであります。

反対の第三の理由は、依然として生活関連社会資本整備への取り組みが不十分で、生活大国を目指すという意気込みがどこまで進んでいるかという点であります。

本補正予算案では一兆二千億円に上る一般公共事業関係費の追加が行われておりますが、事業別の配分比率は、生活の質の向上に配慮するとの政府の説明とは裏腹に相も変わらず固定化されたままで、住宅や下水道、環境整備など生活関連社会資本の割合も、当初予算の二八・六％に対し二八・八％とわずか〇・二％の変化にとどまっております。加えて、省庁別の配分についてもほとんど

ど変化は見られません。生活大国づくりのためにはかかる公共事業の配分の見直しこそが何より必要であるにもかかわらず、これを怠る政府に対し猛省を促すものであります。

反対の第四の理由は、第二段階の財政再建目標が既に事実上破綻していることであります。

政府は、平成七年度までに公債依存度を五％以下にするとの第二段階の財政再建目標を掲げております。しかるに、公債依存度は五年度当初予算において一一・二％となつたに達し、さらに本補正予算案では建設国債の増発二兆二千四百六十億円が計上されており、補正後の公債依存度は一三・九％にまで上昇するのであります。財政再建目標を達成するためには今後毎年度国債発行額を三兆円以上減額していかなければならず、内需拡大、生活大国づくり、高齢化社会への対応など歳出需要が高まる中でかかる大幅な国債発行額の削減が全くと言ってよいほど不可能なことはだれの目にも明らかであります。政府は第二段階の財政再建目標の破綻を率直に認めその責任を国民の前に明確に示すとともに、財政再建目標の見直しに着手すべきであります。

さらに、五年度当初予算における税収見積もりを手につけていないことであります。

五年度税収の見積もりの土台となつた四年度税収は補正後見積もりを三兆円以上下回ると言われ、その確保はほとんど不可能となつており、決算調整資金からの繰り入れさえ取りざたされているのであります。補正予算編成に当たっては税収の減額修正を行うべきであるにもかかわらず、これを怠る政府の財政運営は認めるわけにはまいりません。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛) 三案に対し、討論の通告がございします。発言を許します。山本正和君。

〔山本正和君登壇、拍手〕

○山本正和君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、平成五年度補正予算三案に対し反対の討論をいたします。

本予算成立後直ちに補正予算を提出せざるを得ないという異常な事態を繰り返さないために、政府に対し従来の予算編成方式の抜本的見直しを強く求めるものであります。本予算編成の時点と経済の実態が大きく離れざるを得ないのは現状の予算編成方式に問題があるからであります。従来のシーリング方式や増分主義的決定では今日の世界経済の実態や我が国経済の激しい動きに対応し得ないのであります。

また、議院内閣制がその特徴を示し得ないのみならず、立法院の国権の最高機関たる権能を大きく制約していると言わなければなりません。

さらに、歳入の中心となる税制の抜本的改正を求めておきます。不公平、複雑な今日の税制を、広く国民の声を聞く中で、大幅な所得減税の実施と、公正、公平、簡素なる税制へと改正すべきことも強く求めるものであります。

討論を終えるに当たり、一言、政治改革について私の考えを述べておきたいと思ひます。

国民の政治に対する不信はまさにその極に達しておるのであります。政治の場にある者はその怒りを厳しく受けとめ、みずからを律しなければなりません。

「甚だしきかな 吾 老いたるや 久しきかな 吾 また夢に周公を見ず」、春秋戦国の時代、戦乱の中でさまよい落ちついた先で我と我が天命を知ると言つた孔子が、世のために働くその役割を忘れたそのことに対するおのれを責める言葉であります。政治を志した者は国民のために働くべき使命を持ち、そのための夢を持たなければなりません。「甚だしきかな 吾 老いたるや 久しきかな 吾 また夢に国民を見ず」、まさに今日

政治にある者が我が身を厳しく責める言葉ではないでしょうか。

政治改革を空言にしてはなりません。信頼の信という文字は人の言と書きます。にもかかわらず、政治家の言葉に不信が充満しておるのであります。総理が国民を前に語つた政治改革は断固として行ひ、その決意を強く求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 少数と認めます。

よつて、三案は否決されました。(拍手)

ただいまの結果、平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二案について、本院は衆議院から両院協議会を求められることとなります。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、自衛隊法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。中山国務大臣。

〔国務大臣中山利生君登壇、拍手〕

○国務大臣(中山利生君) 自衛隊法の一部を改正

する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

平成三年十月、政府専用機検討委員会において、政府専用機の防衛庁への所屬がえ、使用目的等が決定されました。この使用目的に關し、緊急時における在外邦人数出のための輸送が現行法上自衛隊の一般的、恒常的な権限として規定されていませんので、この輸送を自衛隊が行うことができることとするため、自衛隊法の改正を行うことが必要となつたところであります。

この法律案は、外国における緊急事態に際して生命等の保護を要することとなつた邦人について外務大臣から輸送の依頼があつた場合に、防衛庁長官が政府専用機を含む自衛隊の保有する航空機により輸送することができるとすること等を内容とするものであります。

以上が自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。薬料清治君。

〔薬料清治君登壇、拍手〕

○議長(原文兵衛君) 私は、ただいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党・護憲民主連合を代表して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

近年、邦人の海外活動は急激に拡大する一方で、その中であつて世界各地で地域紛争や騒乱が多発しており、在外邦人の安全確保が重要課題

となつています。このような事態に対応するため、民間法人、団体などの自助努力を促すとともに、国としても的確かつ迅速な対応体制を整備することは当然なことであります。しかしながら、緊急事態における在外邦人の輸送を自衛隊機で行おうとする本法案は日本国憲法の根幹に揺れる重大な問題を含んでおり、さらにまた、カンボジアにおけるPKO活動の生々しい経験から見ても強い懸念と危惧を感じざるを得ません。そのような認識の上に立つて、六項目にわたり具体的な質問をいたします。

最初に、自衛隊機を使う必要性について。

緊急時における邦人輸送についてはこれまで民間定期便や政府のチャーター機によつて高い実績を上げてきております。にもかかわらず、なぜ今自衛隊機による輸送を行おうとするのか。衆議院における質疑応答で政府は、一九七五年のサイゴン事例を引用して、一、調整時間がかかる、二、保険料が高い、三、危険なところへ行く同意が得られないと答弁しております。

そこで、私が第一に総理にお尋ねしたいのは、政府は安全性が確保されなければ自衛隊機は派遣しないと強調されておりますが、安全性が確保されれば民間機でも飛べるわけであり、自衛隊機でなければならぬとする論議について答弁を求めたいと思ひます。また、調整時間がかかるという理由については、それ以前の問題として、湾岸戦争の際にも指摘されたように、緊急事態に対応する政府の情報収集・分析体制そのものに問題があるのではないかと考えますが、総理はどのように認識しておられるか、見解を求めたいと思ひます。

第二に、自衛隊機でなければ救出できなかった過去の事例について。

我が国の経済発展によって邦人の海外活動や海外旅行は急増し、それに伴って、残念ながら邦人が事件、事故に遭遇する件数も増加しており、そこで、外務大臣にお尋ねしますが、過去、海外において邦人が紛争や騒乱に巻き込まれ緊急避難しなければならなくなった例はかなりの件数に上ると思いますが、その中で、今回政府が言うような安全性が確保され、派遣国の許可がとれ、しかも民間機でなく自衛隊機でなければならぬようなケースがどれほどあったのか、実績を明らかにしてもらいたいと思います。

あわせて、衆議院においては、一九七五年四月のサイゴン陥落、一九八五年三月のイラン・イラク戦争、一九九一年十月のハイチのクーデターの例を挙げていますが、これらのケースは安全性と派遣国の許可の点で問題のない事例であったのかどうか疑問であり、政府の答弁しているような要件は満たしていなかったのではないかと考えられますが、外務大臣はどのように認識されているか、答弁を求めます。

第三に、政府専用機に限定しない理由について。

本法案では、輸送手段について自衛隊の航空機による輸送となっており、機種が明確になっていません。緊急時の邦人輸送については政府専用機の導入が決定される以前から議論のあったところであり、使用航空機は政府専用機に限定すべきと考えますが、外務大臣並びに防衛庁長官の答弁を求めます。

第四に、法文上歯どめのない危険性について。

安全性が確保できなければ自衛隊機は派遣しない、安全性が確保されているから現地で武器を使用することも戦術機種の護衛をつけることも考えていない、こういった趣旨の衆議院における政府答弁はありますが、しかしながら、これは法文上何らの明記も保証もありません。政府のこの口約束をもって信用するという方が無理な話であり、ましてや、カンボジアにおけるPKO活動をめぐって国会でも白熱した議論がなされているように、当初の政府答弁では危険ではないとしていたものが現実には防弾チョッキを常時着用する事態となり、さらにまた、指令機はUNTAACより日本の方が上位と語っていたものが逆転している事態ともなっており、結果的に二人のとうとう命を失うこととなりました。

このような痛ましい教訓から目をそらして仮に自衛隊機の使用が認められれば、これは国際法上軍用機ということになり、かえって避難輸送中の邦人に危険を生ずる可能性があります。また軍用機としての認定によって、自衛隊法第九十五条による航空機保護のための武器使用、戦闘機による護衛等とエスカレートして武力行使に道を開く危険性があります。さらに、輸送任務という観点のみから考えれば、航空機だけではなく、安易に海上自衛隊の艦艇使用にまで拡大する危険性もあります。さらに加えて、本法案はPKOの派遣とは異なり、自衛隊は政府の指揮権、すなわち国権の発動としての行動であり、武器の使用は直ちに憲法で禁止する武力行使となるおそれがあるわけであり、

この法案は以上指摘したような観点から全く歯どめのない危険性を含んだものと言わざるを得ません。が、総理並びに外務大臣、防衛庁長官の見解を求めたいと思います。

第五に、自衛隊の縮小と防衛計画大綱の見直しについて。

ここ数年、自衛隊の任務付与の中身を見ると、自衛隊法第百条の五の国賓等の輸送、同六の国際緊急援助活動、同七の国際平和協力業務の実施、そして今回の緊急時の邦人輸送というように、自衛隊法第八章の「雑則」に規定する余技ばかりがふえています。このことは紛れもなく、本来の任務である国の防衛をめぐっての国際的な背景、事情がさま変わりしていることを意味しております。

既に宮澤総理は国会答弁の中で昭和五十一年に閣議決定された防衛計画の大綱見直しの必要性を約束されており、防衛庁においても大綱見直し作業に入ると聞いていますが、米ソ冷戦構造の崩壊、日本に対する脅威の低下、さらには若年人口の減少など、自衛隊の縮小・再編の環境条件は成熟していると考えますが、国民的議論の場の設定、議論の日程の展望などを含めて、総理並びに防衛庁長官の所見を求めたいと思います。

最後に、アジア・太平洋地域への平和貢献について。

五月末にASEAN拡大事務協議、そして日中外相会議が開かれましたが、これは冷戦後のアジア・太平洋地域における安全保障の枠組みを模索する動きとして国内外から注目されています。しかし一方で、一部には国防予算を大幅に拡大して平和、軍縮への世界の潮流に逆行する国もあり、す。そうした中で、今こそ我が国は、非核国、経済大国の特徴を生かしてアジア・太平洋地域の平和と発展に貢献するためのイニシアチブを発揮すべきと考えます。最後に総理の所見を求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

【国務大臣(宮澤喜一)君登壇、拍手】

○国務大臣(宮澤喜一) 政府は従来、外国における災害、騒乱等の緊急事態に際しまして生命等の保護を要する邦人の救出につきまして、民間機をチャーターするなどして対処をしてまいりました。しかしながら、この民間機のチャーターにつきましては実際問題として民間航空会社との調整あるいは適時適切に対応することができないといったような過去の経験がございます。先ほど一九七五年のサイゴンのケースを御引用になられましたけれども、実はあのときは私は外務大臣でございまして、何とか救出をしたいと考えました。一九七五年の四月でございます。

それで民間航空会社といろいろ折衝をいたしましてある程度の進歩があったのでございしますが、しかし最終的に起こりましたことは、サイゴンというようないわば騒乱と申しますかそういう地域にそもそも行くということ自身、乗組員、クルーが拒否をしたという問題が一つ。それから、民間航空会社が保険料が日とともに高くなりましてほとんど不可能に近い高い保険料になりまして、それで私企業としては到底それを負担し得ないという二つの問題が起こったわけでございします。今でも思いますが、十分時間的余裕がございましたので、政府専用機がございましたらこれは邦人の救出をし得たであろうということをあのときに実は非常に強く感じました。

同じ安全なことであれば、どうせ安全なら自衛隊が行けるところは民間機も行けるだろうと一概

に言われましたけれども、実際にサイゴンではそのような事例が起こりまして、そのとき以来、私自身はやはり何とか政府の責任において邦人を救えないかというのを実は今日まで感じておりまして、本人でございまして。たまたまサイゴンの例をお引きになられましたので、そのことを申し上げておく次第でございまして。

それから、政府の情報収集の機能、体制についてであります。外務本省あるいは在外公館におきまして従来一生懸命やってまいってはおりますけれども、なお強化をしていく必要がありまして、これは仰せのとおりであります。臨時行政改革推進審議会の答申がございまして、本年度から外務省に情報・分析機能に特化をいたしました国際情報局を設置いたしました。政府の情報収集・分析の強化を一層図ってまいることといたしたいと思っております。

それから、政府専用機を含めまして自衛隊の航空機、これの危険との関連でございましてすけれども、一般的に言え、やはり国際法上は軍用機として取り扱われるものと承知をいたしております。ただ、この自衛隊機による在外邦人の輸送はこれは安全でありまして、いささかも危険があればこれは到底やることはできません。邦人をそういう危険に陥れることはできませんので、安全であると考えられる場合に行われるものでございまして。したがって、そういうときに派遣先の国内におきまして自衛隊員がその航空機を防護するために武器を使用するとか、あるいは戦闘機の護衛をつけるとか、そういうことは、もちろんそういうことが必要な状況におきましては空輸そのものが、輸送そのものが危険と考えなければなりません。

また、そのような事態を想定いたしております。それから、我が国の防衛力の問題でございまして、国際情勢がどういふふうに変わってまいりました。また、将来我が国もだんだん若い人が少なくなるといったような問題もございまして、現在の中期防の期間中にこの考え方、防衛力の考え方を再検討して結論を得たいと考えております。

この場合、防衛力全般を対象として、中長期的な見通しのもとに、国際情勢の変化も考えながら検討したいと思っておりますので、多少時間が必要でございまして。もちろん、検討に際しましては国民各層の御意見に耳を傾けていきたいと思っております。ただ、現在の防衛計画の大綱は、御承知のようにいわゆる仮想敵というものを置かずに独立国としての基盤的な防衛力の整備という考えに立っておりますので、いろいろ再検討をいたしますけれども、この防衛計画の大綱という考え方そのものは恐らくこの冷戦後の時代においても誤っていないことはあるまいとは考えております。しかし、いづれにいたしましても、こういう国際情勢の変化の時代でございましてから再検討をいたしたいというふうに思っております。

それから、アジア問題につきまして、これからのアジアの平和と発展に我が国はどうかというふうに対処するかということは、実は本年一月に私がパソコで政策の演説をいたしましたところでございまして、第一の点は、やはりアジア・太平洋の平和と安定の強化のために域内各国の政治・安全保障の対話を促進したい。第二は、このアジア地域、太平洋地域の強みと申しますか特色はその開放性というところであるということ。第三には、各国

において民主化の増進あるいは環境問題の重視等々の課題にも取り組んでいかなければならないということ。第四の点は、インドシナ半島の平和と繁栄のために特にこのASEAN諸国と我が国が協力をいたしたいということが四つの命題であるというふうな考えまして、その際、日本は二度と軍事大国になることはない、またASEAN諸国との話し合いを大事にしていきたい、こういうことを原則としてやってまいりたいということをお申したところでございまして。

もちろん、我が国は唯一の被爆国でもございまして、したがって核兵器の廃絶ということが究極的な目標でございましてけれども、そこに至りますまでの間でも、アジア地域のみならず全世界的な視点から、核軍縮、あるいは通常兵器についていかに積極的に努力をいたさなければならぬかと考えております。

残りの問題につきましては関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(中山利生) 答へ〕

○国務大臣(中山利生) 私に対する御質問についてお答えを申し上げます。

まず、政府専用機に限定すべきという御質問でございまして、先生御指摘のように、航続距離あるいは輸送能力、搭載能力等を考えますと、この種の業務には政府専用機が最も適しているというところは事実であると思っております。ただ、相手国の飛行場の問題、あるいは政府専用機そのものが何らかの都合で使用できないという場合も想定されますので、自衛隊にはC130という極めてこの種の業務に適している輸送機がございまして、これも

利用できるといふふうにしておいた方がいろいろな事態に対応できるということ、主としてC130を想定しておりますが、政府専用機だけに限定をするということとはしなかつたわけでございまして。

また、救出に向かう航空機の安全についてでございますけれども、今総理からも詳しく御説明がございましたが、現在のような大型の航空機を運航する場合には、出発から到着まで飛行場あるいは空路等の安全が確保できない場合は、民間機であれ自衛隊機であれ運航ができないわけでございまして。したがって、武器を使用するとか戦闘機の護衛が必要だということとはこれはもう考えられないと思っておりますし、もしそういう危険があります場合には、外務大臣から要請がありましても運航の責任者としてお断りすることもあり得ると私は考えております。

また、船舶、艦艇の使用について御質問がございましたが、今回の法改正では艦艇の使用については考えておりません。

それから、最後の防衛大綱の見直しでございまして、我が国の防衛力のあり方については、先生御指摘のように、また今総理からも御答弁申し上げましたように、常に国際情勢の変化などを見ながらそれに対応する対策をとっていかねばならないということとは事実でございまして。そういうことで、私も中期防の期間中に見直しをするということ、今防衛庁内部で事務的に勉強を始めているところでございまして。

この検討は、組織とか編成、配置、装備体系等防衛力全般を対象といたしまして行うものでございまして、先生がおっしゃっておりますように、国

際情勢や人的資源の制約あるいは技術水準の動向等いろいろ議論をすべきことがたくさんございいます。したがって、短期間で結論を得られるものではないと思っております。詳しいスケジュールについては現在検討をしているところであり、その間におきまして広く国民各層の御意見に耳を傾けるということは大変重要なことであると認識しております。その方法についていかなる方法が望ましいのか、これも現在真剣に検討をしているところでございます。

なお、大綱の精神等につきましては、総理からもお話がありましたが、現在もこの精神は間違っていないというふうに考えております。(拍手)

〔国務大臣(武蔵野文書) 拍手〕

○国務大臣(武蔵野文書) お答えいたします。私に對しての御質問は、まず、これまで海外で緊急事態が発生したときに邦人の退避が必要になり、可能な範囲でいろいろと民間の航空機をチャーターしてやったりしてまいりましたが、その中で一体自衛隊機でなければならなかったケースはどれだけのことでございまして、どうもこれはあくまで仮定のお話でございまして、断定的には言えませんが、これらの事例の多くのケース、特に他国の航空機による輸送のケースにおいて、自衛隊機の利用が可能であったならば、派遣先国の許可取得を含めた輸送の安全性を確保しつつ、より適時適切に対処できる可能性があったのではないかと考えます。

次に、サイゴン陥落、イラン・イラク戦争、ハイチのクーデターのケースは安全性と派遣国の許可の点で問題のない事例であったのか、政府の答弁しているような要件を満たしていたのか、こう

いうことでございます。

過去のケースにおいて自衛隊機の派遣が可能であったかどうかは、これもあくまで仮定の問題でありまして断定をするわけにはまいらないと思っております。安全性や派遣先国などの許可についても、タイミングや手順によって変わるわけでありまして、

しかし、次のようなことは言えるのではないかと申すんです。それは、ベトナム戦争の終盤、先ほど総理からもお話があったケースでございまして、救援機をマニラまで派遣しましたが、同地出発当日サイゴンの空港が爆弾を受け使用不能となったため羽田へ引き返しました。しかし、この

チャーターの際、保険などの問題で実はチャーターの契約の交渉がおくれたわけでありまして。現地空港は、少なくともチャーター機の検討、交渉を開始した時点より実際の派遣までの相当な期間にかけて使用可能との報告を受けておりました。といった当時の状況を踏まえれば、チャーター契約等の問題がなくより早いタイミングで救援機が派遣できれば別途の対処もあり得たのではないかと考えております。

なお、イラン・イラク戦争のケースにつきましては、当時自衛隊機の派遣が可能であればやはりこれもより迅速に対処する可能性もあったと思われまして、ハイチのケースについては軍用機または政府機のみ飛行可能であった事例でありまして、当時自衛隊機の派遣が可能であればこれも派遣を検討することができたのではないかと考えております。

緊急時の邦人輸送の際の使用航空機は自衛隊の航空機による輸送となっているが、使用航空機は

政府専用機に限定すべきではないかという御質問でございますが、これにつきましては、在外邦人保護のための輸送の手段については主として政府専用機が想定されるわけでありまして、次のような場合も想定されますので政府専用機に限定しないことにしたのであります。すなわち、その第一に、例えば政府専用機がほかの目的で使用された場合は整備中のため使用できないような場合もあるわけでありまして、あるいは、被派遣国の受け入れ能力等により最適な輸送手段を使用することが当該輸送を最も効率的に実施できるといふときもあるわけでございます。

次に、自衛隊機の使用が認められればこれは国際法上軍用機ということになってかえって危険ではないか、こういうことでございまして。この点については総理からも御答弁がございましたが、私の立場からはこの点についてまた一つの見方として御答弁を申し上げたいと思っております。

今般の自衛隊機による邦人輸送の実施に当たりましては、民間チャーター機と同様、関係国より着陸または領空通過の許可を得ることが前提であります。また、航空機の飛行経路等において、派遣先国政府等の措置によっては航空機の安全が確保されないと思われるときもありますが、そういうときには民間チャーター機と同様自衛隊機も在外邦人の輸送を行うことはあり得ません。したがって、自衛隊機による輸送ということで邦人の安全の観点から問題があるとは考えておりません。

なお、邦人の生命、身体を保護するという目的のため関係国の許可等を得て派遣される自衛隊機に対する攻撃が国際法上正当化されるものでない

ことは当然でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛書) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛書) 日程第一 農業機械化促進法の一部を改正する法律案

日程第二 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案

日程第三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川芳男君登壇、拍手〕

○吉川芳男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案は、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講じようとするものであります。

次に、農業機械化促進法の一部を改正する法律案は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に

関する措置等を講じようとするものであります。

次に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案は、基盤整備計画の作成について定めるとともに、農林地所有権移転等促進事業の創設、森林組合法及び土地改良法の特例の創設、地方財政上の特例措置等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、群馬県に委員派遣を行い、また参考人を招致してその意見を聴取するとともに、農業基本法農政に対する評価と反省、食糧自給率の向上、農林水産予算の確保の必要性、農業の担い手対策、今後の価格政策のあり方、農地流動化の方策、認定農業者のあり方、農業生産法人の構成員要件の緩和と企業参入、高性能農業機械化等の開発及び実用化、中山間地域の活性化対策及び財政、金融措置の拡充強化、環境保全型農業のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終了の後、まず、農業機械化促進法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言がありました。討論終了の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら三法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、農業機械化促進法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第四 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔野別隆俊君登壇、拍手〕

○野別隆俊君 ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととするほか、行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととするともに、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等のための所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電波に関する規制の緩和、不法開設局への対応策、今後の電波行政のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案(大蔵委員提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。大蔵委員長野末陳平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(原文兵衛君) 御異議なしと認めます。

○野末陳平君 ただいま議題となりました二法律案のうち、まず租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新総合経済対策の一環として、住宅取得促進税制を拡充するほか、中小企業者等の機械の特別償却制度を抜本的に拡充する等の設備投資減税を行うとともに、特定扶養控除額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、新総合経済対策の財源とその波及効果、住宅取得促進税制の適用要件と他の住宅政策との整合性、政策減税の税制上の位置づけ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

次に、民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、本日、大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

御承知のように、我が国の経済協力、政府開発援助を初めとして、民間による資金援助、物資援助、人材派遣、研修員の受け入れ等が活発に行われているところであります。とりわけ、民間海外援助団体の活動は、国民参加による経済協力を推進するという見地から、草の根レベルで開発途上にある海外の地域社会に密着した事業の展開や、災害あるいは食糧危機等の緊急事態に柔軟かつ迅速な救援活動が可能である等、極めて重要な役割を果たしております。

本法律案は、このような民間の発意に基づく海外援助事業の自主性を尊重しつつ、その活動をより一層推進するため、国等の所有に属する物品の譲与について所要の措置を講じようとするものであります。

その概要について申し上げますと、各省各庁の長は、その事務または事業の用に供していた物品につき民間海外援助団体からその譲与を求める旨

の申し出があった場合において、開発途上にある海外の地域における住民の福祉の向上に寄与するものと認められるときは当該物品を譲与することができるといたしております。

また、地方公共団体は、その事務または事業の用に供していた物品の民間海外援助団体に対する譲与に必要の措置を講ずるよう努めることといたしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及びその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長佐藤三吾君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤三吾君登壇、拍手〕

○佐藤三吾君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を四百六十四億円縮減することを内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、特例減額を縮減した理由、平成五年度の経済見通し、総合経済対策実施に伴う自治体の財政負担等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働理事より反対の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

これにて休憩いたします。

午後三時四十分休憩

午後四時一分開議

○議長(原文兵衛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど衆議院から、平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二案について、国会法第八十五条第一項の規定により、両院協議会を求められました。

これより、平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二案に関する両院協議会の協議委員十名の選挙を行います。

つきましては、両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二案に関する両院協議会の協議委員に磯山篤君、小川仁一君、志吉裕君、村沢牧君、山本正和君、白浜一良君、広中和歌子君、寺崎昭久君、吉岡吉典君、磯村修君を指名いたします。

これより直ちに両院協議委員の正副議長を選挙されることを望みます。

両院協議会の結果の報告を待ため、暫時休憩いたします。

午後四時三分休憩

午後五時二十六分開議

○議長(原文兵衛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二件両

院協議会参議院協議委員長から報告書が提出されました。

この際、報告を求めます。協議委員長村沢牧君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔村沢牧君登壇 拍手〕

○村沢牧君 平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長から指名をされました後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員長に私、村沢牧が、副議長に白浜一良君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、佐藤信二君が協議委員長に、石川要三君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなりましたので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、参議院側協議委員長私の、村沢牧が議長に当選いたしました。

両院協議会におきましては、衆議院側の小杉隆君から、本補正予算は、景気の足取りをより確実なものにするため策定された総合経済対策を実施するもので、公共事業の追加、中小企業対策、政策減税の実施など、我が国が直面をしている景気回復と内需拡大による貿易黒字縮小の重要課題に対処するための極めて重要かつ緊急なものである等の理由で賛成、次に、参議院側の山本正和君から、所得税減税実施の参議院予算委員会を要請を

政府は真摯かつ重く受けとめていないこと、史上最大規模をうたう総合経済対策を実施する本補正の公共事業費が生活の質的充実とは裏腹にその配分が固定化されていること、財政法第二十九条の補正予算編成要件から遊離した政策経費中心の追加補正となっており、政府の補正予算編成が恣意的に過ぎること等の理由により反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に協議に移りましたところ、本院側協議委員の穂山篤君、広中和歌子君、寺崎昭久君、吉岡吉典君、磯村修君から、また、衆議院側協議委員の中川昭一君から発言があり、双方において熱心な協議が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の白浜一良君から、両院協議会としては、参議院側が指摘した平成五年度補正予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって本補正予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側の桜井新君からは、本補正予算は当面する我が国経済にとって極めて重要かつ緊急なものであることにかんがみ、原案どおり成立することが望ましい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきましては、両議院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となります。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐操君

山下 栄一君	荒木 清寛君
鈴木 栄治君	島袋 宗康君
西川 潔君	風間 昶君
横尾 和伸君	直嶋 正行君
下村 泰君	喜屋武眞榮君
青島 幸男君	白浜 一良君
武田 節子君	浜四津敏子君
坪井 一字君	関根 則之君
木庭健太郎君	常松 克安君
片上 公人君	猪熊 重三君
長谷川 清君	大島 慶久君
星野 朋市君	中川 嘉美君
刈田 貞子君	牛嶋 正君
統 訓弘君	足立 良平君
寺崎 昭久君	柳川 覺治君
吉川 博君	及川 順郎君
矢原 秀男君	中西 珠子君
広中和歌子君	猪木 寛至君
勝木 健司君	山岡 賢次君
竹山 裕君	鶴岡 洋君
大久保直彦君	和田 教美君
高桑 栄松君	黒柳 明君
井上 計君	吉田 之久君
山田 勇君	世耕 政隆君

野末 陳平君	寺澤 芳男君
小池百合子君	志村 哲良君
尾辻 秀久君	合馬 敬君
細川 護熙君	武田邦太郎君
吉村剛太郎君	矢野 哲朗君
山崎 正昭君	前島英三郎君
狩野 安君	泉 信也君
上野 公成君	岡 利定君
加藤 紀文君	河本 英典君
野村 五男君	田村 秀昭君
木暮 山人君	鎌田 要人君
石渡 清元君	石川 弘君
斎掛 哲男君	中曾根弘文君
石井 道子君	吉川 芳男君
守住 有信君	青木 幹雄君
小野 清子君	浦田 勝君
木宮 和彦君	石井 一二君
岡野 裕君	大浜 方栄君
椎名 素夫君	松浦 功君
松尾 官平君	大木 浩君
宮澤 弘君	前田 勲男君
井上 吉夫君	遠藤 要君
林田悠紀夫君	沢田 一精君
佐々木 満君	伊江 朝雄君
井上 裕君	岩崎 純三君
大河原太一郎君	山本 富雄君
清水嘉子君	鹿熊 安正君
片山虎之助君	須藤良太郎君
平野 貞夫君	南野知恵子君
松谷蒼一郎君	服部三男雄君
野間 壯君	植崎 泰昌君
北澤 俊美君	釘宮 磐君

農林水産委員

辭任

一井 淳治君

補欠

三石 久江君

運輸委員

辭任

尾辻 秀久君

補欠

泉 信也君

大島 慶久君

山崎 正昭君

坂 正敏君

川橋 幸子君

通信委員

辭任

川橋 幸子君

補欠

堀 利和君

労働委員

辭任

三石 久江君

補欠

一井 淳治君

建設委員

辭任

今井 澄君

補欠

西野 康雄君

予算委員

辭任

肥田美代子君

補欠

青木 新次君

決算委員

乾 晴美君

補欠

萩野 浩基君

辭任

青島 幸男君

補欠

下村 泰君

建設委員會

理事 山田 勇君

(山田勇君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

精神保健法等の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

地方分権の推進に関する決議

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第二四号)審査報告書

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(閣法第六四号)審査報告書

電波法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)審査報告書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律

商法等の一部を改正する法律

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく平成三年度において防災に関してとった措置の概況及び平成五年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。

昨日七日比例代表選出議員藤江弘一君が逝去された。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辭任

川橋 幸子君

補欠

堀 利和君

通信委員

辭任

堀 利和君

補欠

川橋 幸子君

予算委員

辭任

上田耕一郎君

補欠

吉川 春子君

萩野 浩基君

乾 晴美君

喜屋武眞榮君

西川 潔君

寺澤 芳男君

武田邦太郎君

同日議員から次の議案が提出された。

行政情報公開に関する法律案(北村哲男君外七名発議)(参第一二二号)

国際開発協力基本法案(田英夫君外十名発議)(参第一三三号)

同日議長は、次の議員提出案を厚生委員会に付託した。

各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案(菅野壽君外五名発議)(参第一号)

寒冷地福祉手当支給事業促進法案(菅野壽君外九名発議)(参第二号)

母子保健法の一部を改正する法律案(木庭健太郎君外二名発議)(参第五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。

精神保健法等の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案(山本正和君外一名発議)

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(上山和人君外一名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案(山本正和君外一名発議)

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(上山和人君外一名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案(山本正和君外一名発議)

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(上山和人君外一名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案(山本正和君外一名発議)

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(上山和人君外一名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案(山本正和君外一名発議)

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(上山和人君外一名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案(山本正和君外一名発議)

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律の一部を改正する法律案(森嶋子君外一名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日米共同作戦研究の現状に關する質問主意書(眞正敏君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、本日外務省北米局長佐藤行雄君及び外務省経済協力局長川上隆朗君の第百二十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを受領した。

外務省北米局長事務代理 加藤 良三君

外務省経済協力局長事務代理 内藤 昌平君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省北米局長事務代理加藤良三君外一名(同日議長承認)を、第百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日衆議院から、次の内閣提出案は本院において否決されたので、国会法第八十五条により両院協議会を開くことを請求する旨の請求書を受領した。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

本日本院は、平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

梅山 篤君 小川 仁二君

志吉 裕君 村沢 牧君

山本 正和君 白浜 一良君

広中和歌子君 寺崎 昭久君

吉岡 吉典君 磯村 修君

本日衆議院事務総長から本院事務総長宛、同院は平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

佐藤 信二君 石川 要三君

粕谷 茂君 小杉 隆君

中川 昭一君 鴻池 祥肇君

野呂田芳成君 桜井 新君

衛藤征士郎君 谷垣 禎一君

本日委員長から次の議案が提出された。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に關する法律案(大蔵委員長提出)(参第1五号)

本日次のとおり議長及び副議長を互選した。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会参議院協議委員

議長 村沢 牧君

副議長 白浜 一良君

本日両院協議会参議院協議委員議長から次の報告書が提出された。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会報告書

本日次の内閣提出案を衆議院に返付した。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決した旨衆議院に通知した。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)審査報告書

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)審査報告書

平成五年度特別措置法の一部を改正する法律案(關法第七二二号)審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案(關法第七三三号)審査報告書

審査報告書

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年六月八日

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成五年度一般会計補正予算(第1号)は、歳出において、(1)公共事業等の追加、(2)中小企業等特別対策費等、(3)地方交付税交付金等

合計で二兆四千三百五十一億七千六百三十三千円の追加を行い、他方、地方交付税交付金の減額、予備費の減額により二千四百六十四億円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、租税及印紙収入について、今回の総合的な経済対策に盛り込まれた税制上の措置に伴い一千四百六十億円の減収を見込むほか、その他収入八百八十七億七千六百三十三千円の増収を見込み、公債金については、「財政法第四十一条第一項ただし書の規定に基づく公債の増発二兆二千四百六十億円を行うこととしている。この結果、平成五年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ二兆一千八百八十七億七千六百三十三千円増額され、七十四兆五千四百三十五億三千三百三十七万三千円となる。

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計予算補正に關連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計等十九特別会計について所要の補正を行うこととしている。

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、国民金融公庫、中小企業金融公庫等八政府関係機関について所要の補正を行うこととしている。

なお、財政投融资計画についても、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫等三十一機関について総額三兆一千五百六十七億円の追加を行うこととしている。

右の補正予算は、所得税減税が盛り込まれていないことから、適切な補正予算とは認め難いので、否決すべきものと議決した。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

審査報告書

農業機械化促進法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月四日

農林水産委員長 吉川 芳男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業を取り巻く諸情勢の変化に

かんがみ、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置を講ずるとともに、当該措置に関する生物系特定産業技術研究推進機構の業務の追加を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に十二億円が計上されている。

附帯決議

我が国の農業・農村は、農業就業者の減少、高齢化の進行等の厳しい事態に直面している。

今後、農業の担い手が希望とやりがいをもって取り組める農業づくりを進めていくためには、農作業の効率化と労働負担の軽減を図る必要がある。農業の機械化を一層促進することが急務となっている。

よって政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 農業生産力の増進と農業経営の改善を図る観点から、生物系特定産業技術研究推進機構における高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材についての試験研究等の一層の充実を図ること。

二 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針については、「新政策」との整合性に留意しつつ、その内容が農業機械化の促進を通じて、農業経営の改善に資することを旨として適切に策定すること。

三 高性能農業機械実用化促進事業の実施に当

たつては、生物系特定産業技術研究推進機構の出資事業という性格にもかんがみ、事業の実施主体となる実用化促進会社の適切な運営の確保、同会社が行う標準的機械栽培様式の策定や金型の製造・貸付け等の事業の円滑な推進及びこれら事業の成果の利活用に際しての公益性の確保を図るため、技術的支援等を行うとともに的確な指導に努めること。

四 農業機械の導入による農家負担を軽減し、高性能農業機械の円滑な普及とその効率的利用を促進する観点から、金融上の措置の充実及び税制上の措置を含めた助成措置の効果的活用を図るとともに、農業機械銀行の積極的活用やリース・レンタル方式の推進等利用形態の合理化に努めること。

また、導入後の維持経費の低減を図る観点から、大型トラクターにおける車検期間の延長等についての検討に努めること。

五 農業機械による農作業事故を防止するため、生物系特定産業技術研究推進機構による検査・鑑定、使用者に対する安全対策に関する啓発等の一層の充実を図るとともに、都道府県における導入計画の策定に当たっても、農作業の安全確保に十分配慮した内容となるよう適切な指導に努めること。

六 農業機械の開発、実用化及び普及を効率的に推進するため、実用化促進事業における地方公共団体、農業団体、試験研究機関等の参画、協力力はもとより関係機関の一層の連携強化に努めること。

右決議する。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月二十日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

農業機械化促進法の一部を改正する法律案
農業機械化促進法の一部を改正する法律案
農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等(第五条の二―第五条の四)」を「第一章の二 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入(第五条の二―第五条の八)」に、「(第十七条)」を「(第十七条―第十九条)」に改める。

第一条中「高性能農業機械」を「高性能農業機械等」に改め、「計画的な」の下に「試験研究、実用化の促進及び」を加える。

第二条に次の三項を加える。

3 この法律において、「高性能農業機械」とは、農作業の効率化又は農作業における身体負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。

4 この法律において、「農業機械化適応農業資材」とは、肥料、農薬その他の農業資材のうち政令で定めるものであって、農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有することによつて農業機械化の促進に寄与すると認められるものをいう。

5 この法律において、「高性能農業機械等」と

は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材をいう。

「第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等」を「第一章の二 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入」に改める。

第五条の二を次のように改める。

(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針)

第五条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

二 高性能農業機械実用化促進事業(生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術の確立並びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事業をいう。以下同じ。)の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

三 特定高性能農業機械(高性能農業機械のうち農業経営の改善のために計画的に導入を促進する必要がある農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ。)の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項

四 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二項第二号に掲げる事項について通商産業大臣に協議し、かつ、農業機械化審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五条の三の見出しを(都道府県の導入計画)に改め、同条第一項中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に、「高性能農業機械導入基本方針」を「基本方針」に、「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改め、同条第二項中「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改め、同条第一号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第三号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第四号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第五号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項

第五条の三第三項を次のように改める。

3 導入計画の内容は、当該都道府県における農業経営の動向に即して特定高性能農業機械の適

切な導入を促進することにより、農業構造の改善に資するものでなければならない。

第五条の三第四項中「高性能農業機械導入計画を定めたときは」を「導入計画を定め、又はこれを変更したときは」に改める。

第五条の四の見出しを「導入計画と国の援助等」に改め、同条中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に、「行なう」を「行う」に、「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改める。

第一章の二中第五条の四の次に次の四条を加える。

(実用化促進計画の認定)

第五条の五 基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者(基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計画(以下「実用化促進計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該実用化促進計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実用化促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高性能農業機械実用化促進事業の内容及び実施時期

二 高性能農業機械実用化促進事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実用化促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照ら

し適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が高性能農業機械実用化促進事業を確実に遂行するために適切なものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(実用化促進計画の変更等)

第五条の六 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る実用化促進計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る実用化促進計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて高性能農業機械実用化促進事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(指導及び助言)

第五条の七 国は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第五条の八 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十六条各号列記以外の部分中「改良」を「改良等」に、「調査並びに」を「調査等並びに」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「第一

号」の下に「及び第三号」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 認定計画に係る高性能農業機械実用化促進事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うこと。

第十六条に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる業務（高性能農業機械の開発に関するものに限る。）及び同項第三号に掲げる業務は、基本方針に従って行うものとする。

第十七条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十八条 第五条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十

六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第六号の二中「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第三百四十九条の三第二十七項中「第十六条第一号又は第二号」を「第十六条第一項第一号又は第四号」に、「同法第十六条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第四号」に改める。

第五百八十六條第二項第二十七号の四及び第七百一条の三十四第三項第十四号中「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表第四号の二中「第十六条第二号」を「第十六条第一項第四号」に改める。

（生物系特定産業技術研究推進機構法の一部改正）

第四条 生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

審査報告書

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年六月四日

農林水産委員長 吉川 芳男

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成五年度農業経営基盤強化措置特別会計予算に、農地保有合理化促進対策資金貸付金六十三億円が計上されている。

附帯決議

最近における我が国農業及び農村は、先進国中他に例を見ない食料自給率の低下、農業の担い手・後継者不足、耕作放棄地の増大、高齢化、過疎化の進行等その健全な発展を図る上で極めて憂慮すべき事態に直面している。

このような事態に対処するため、今後の農政の推進に当たっては、新たな視点に立つて食料自給力の維持・強化を図るとともに、効率性のみでなく、農業及び農村の有する多面的な役割を明確に位置付け、農業者が自信と誇りをもって農業及び農村の活性化に取り組める施策の展開を図ることが重要課題となつてゐる。

よつて政府は、新農政推進に必要な施策を早急に整備するとともに、本法の運用に当たっては、

次の事項の実現に努め、農業構造の改善等の促進に万遺憾なきを期すべきである。

一 本法の実効をあげるため、農地対策と経営対策とを一体とした推進体制の整備を図ること。

二 本法等の推進に当たっては、新政策で示された望ましい経営体における主たる従事者が他産業並みの労働時間で他産業従事者と遜色のない所得の確保ができるよう、構造政策の促進とともに価格政策の適正な運用を図ること。

三 望ましい経営体の着実な実現に向け、農業後継者等の青年農業者の育成とその安定的確保を図るため、これらの者の就農に当たっては、金融支援等の助成措置、営農指導の充実、研修体制の整備、情報提供に係る施策を一層強化すること。

四 農地流動化施策の推進に当たっては、規模拡大志向農家に対する支援措置と併せ、高齢農家や安定的兼業農家等の位置付けを明確にし、これら農家を含め地域全体としてメリットを享受できるような措置を講ずること。

五 構造政策の推進に当たっては、転用許可制度の厳正な運用や土地利用区分の明確化等による優良農地の確保と併せ、適正な農地価格の形成に努めるとともに、耕作放棄地の解消を図る施策の充実を図ること。

六 環境に配慮した持続可能な農業の展開が世界的な課題となつてゐることにかんがみ、環境保全型農業の推進に必要な各種施策を充実すること。

七 市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を策定するに当たっては、広く関係者

の意見を聴き、地域の特性に即した農業構造・経営目標等が設定されるよう指導すること。

八 農業経営改善計画の認定制度の運用に当たっては、地域関係者の自主的な取組を基本とするとともに、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所等の協力体制の確立を図ること。

九 農地保有合理化法人については、その業務が適切かつ円滑に実施されるよう、農地銀行活動事業等との連携強化を図ること。

十 農業経営の法人化を促進するため、法人の設立、法人の持分の取得等に対する助言、指導その他の支援措置を整備すること。

十一 法人化や規模拡大等の推進に当たり必要となる雇用労働力については、雇用労働者に対する福祉の増進及び労働環境の改善を図る等その安定的確保に資する所要の指導を行うこと。

十二 農業生産法人の事業及び構成員に係る要件の緩和については、これが農外資本による実質的な経営支配や農地取得等を招来することのないよう適切な指導を行うとともに、農業委員会等による監視体制の強化を図ること。

また、新たに構成員として参入し得る企業の範囲については、真に農業生産法人の事業の円滑化に寄与するものに限定すること。

十三 農地の流動化の促進とその集団化を図る基礎的条件を整備するため、農業農村整備事業の円滑な推進に努めること。

また、第四次土地改良長期計画の推進に当たっては、その進捗率を高めるため、必要な予算の確保に努めるとともに、農地利用の集積に資するような事業展開に努めること。

右決議する。

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月二十日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛

(小字は衆議院修正)

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律

(農用地利用増進法の一部改正)

第一条 農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業経営基盤強化促進法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想

(第五条・第六条)

第二節 農地保有合理化法人(第七条―第十一条)

第三節 農業協同組合(第十二条―第十四条)

第四節 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十五条―第二十七条)

第五節 雑則(第二十八条―第三十七条)

第三章 農業経営改善計画(第十二条―第十四条)

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十五条―第二十七条)

第五章 雑則(第二十八条―第三十七条)

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十六条中「農業協同組合」の下に「、土地改良区を加え、農用地の農業上の利用の増進を図る」を「農業経営基盤の強化を促進する」に、「農用地利用増進事業」を「この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十七條とする。

第十五条を削る。

第十四条中「農用地利用増進事業」を「第三十四条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十六條とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「(昭和二十四年法律第九十五号)」を削り、同条を第三十三條とし、同条の次に次の二条を加える。

(資金の貸付け)

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業(第四条第二項第四号に掲げる事業を除く。)に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、政令で定める。

(都道府県の特別会計)

第三十五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二号)第十八条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

第十二条中「第七条」を「第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第十一条第一項の認定に係る同項に規定する」を「第二十三条第一項の認定を受けた」に改め、同条を第三十二條とする。

第十一条の三第一項中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「市町村長」を「承認市町村の長」に改め、同条第六項中「第九条第一項の認定

を受けた者」を「認定農業者」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の章名及び四条を加える。

第五章 雑則

(信託法の特例)

第二十八條 農地信託等事業を行う農地保有合理化法人(以下「信託法人」という。)への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

3 信託法人は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができる。

4 信託法人は、農地信託等事業により委託者に資金を貸し付ける場合は、信託法(大正十一年法律第六十二号)第二十二條第一項本文の規定にかかわらず、その委託者の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第二十九條 信託法人については、信託法第二十二條第一項ただし書、第二十三條、第四十六條、第四十七條及び第五十八條に規定する裁判所の権限は、都道府県知事に属する。

第三十條 信託法人への信託は、信託法第五十六條の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

- 一 信託法人が受託者の任務を辞したとき。
- 二 信託法第四十四條の規定により受託者の任務が終了したとき。
- 三 信託法第四十七條の規定により受託者が解任されたとき。
- 四 信託法人が解散をしたとき、又は第七條

第一項の承認の取消しがあつたとき。

第三十一條 信託法第二條、第六條から第八條まで、第十五條、第二十四條から第二十六條まで、第四十一條、第四十二條、第四十五條、第四十八條、第四十九條及び第六十六條から第七十四條までの規定は、信託法人への信託については、適用しない。

第十一條の二の見出し中「促進」を「促進等」に改め、同条中「利用関係」の下に「又は農業経営」を、「努める」の下に「とともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努める」を加え、同条を第二十六條とする。

第十一條第一項中「第四條第二項第四号」を「第六條第二項第四号」に、「第六條第三項第三号」を「第十八條第三項第三号」に改め、同条第二項第三号中「農作業の共同化その他」を削り、同項第四号中「前二号に掲げる事項の推進のために必要となる」を「認定農業者への」に改め、同条第三項中「市町村」を「承認市町村」に改め、同項第一号中「実施方針」を「基本構想」に改め、同条第六項中「認定に係る同項に規定する」を「認定を受けた」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「取消しに關し」を「取消し、特定農用地利用規程の有効期間その他」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「市町村」を「承認市町村」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人(以下「特定農業法人」という。)を、当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定農業法人の名称及び住所
- 二 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標
- 三 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

6 承認市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第一号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

7 第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

第十一條を第二十三條とし、同条の次に次の二條を加える。

(勸業)

第二十四條 特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該団体の構成員に対し、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧業することができる。

(課税の特例)

第二十五條 特定農業法人が、特定農用地利用規程の定めるところに従い、農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることに要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

第十條中「第七條」を「第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第二十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

(利用権設定等促進事業の推進)

第二十二条 都道府県農業会議は、利用権設定等促進事業の推進に資するため広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、他の市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等に関する資料及び情報の提供その他の協力をを行うように努めるものとする。

第九条を削る。

第八条中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第二十条とする。

第七条の見出しを「(農用地利用集積計画の公告)」に改め、同条中「市町村」を「承認市町村」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第十九条とする。

第六条の見出しを「(農用地利用集積計画の作成)」に改め、同条第一項中「第四条第六項の承認を受けた市町村(以下「承認市町村」という。)」を「承認市町村」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条第二項中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条第三項中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同項第一号中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「実施方針」を「基本構想」に改め、同項第二号中「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人(以下この号において「農業生産法人」という。))」を「農業生産法人」に改め、「ただし、この下に農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、」を加

え、「(昭和二十二年法律第百三十二号)」及び「農地保有合理化法人(農地法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。以下同じ。)」が同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合を削り、同条第四項中「市町村」を「承認市町村」に、「第九条第五項」を「第十三条第四項」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条第五項中「市町村」を「承認市町村」に、「第十一項第一項の認定を受けた」を「第二十三条第一項の認定に係る」に、「団体又は」を「団体若しくは」に、「構成員又は」を「構成員若しくは」に改め、「図るため」の下に、「又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする土地改良区が、その地区内の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二條第一項若しくは第八十九條の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まつて農用地の利用の集積を図るため」を加え、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第十八条とする。

第五条を削る。

第四条の前の見出しを「(農業経営基盤強化促進事業の実施)」に改め、同条第一項を次のように改める。

承認市町村は、農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業経営基盤強化促進事業を行うものとする。

第四条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「市町村」を「承認市町村」に、「第十一項

の三第一項」を「第二十七條第一項」に、「農用地利用増進事業」を「農業経営基盤強化促進事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項から第八項までを削り、同条を第十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等

第三条を削る。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」という。)

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

三 農業用施設の用に供される土地

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とするものが適当な土地

第二条第二項中「農用地利用増進事業」を「農業経営基盤強化促進事業」に、「市町村」を「市町村」に改め、同項第一号中「木竹の生育に供され併せて耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地、農業用施設の用に供される土地又は開発して農用地若しくは農業用施設の用に供される土地とするものが適当な」を「第一項第二号から第四号までに掲げる」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「その他農用地の農業上の利用の増進を図る」を、「農業経営の改善を図るた

めに必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進する」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号中「これらの措置を講ずるために必要となる」を削り、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 農地保有合理化事業の実施を促進する事業

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七条第一項の承認を受けた法人(以下「農地保有合理化法人」という。))が行う次に掲げる事業をいう。

一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業(以下「農地売買等事業」という。)

二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業(以下「農地信託等事業」という。)

三 農地売買等事業により買入れた農用地等を第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。))に対し現物出資し、及びその現物出資

に伴い付与される持分を当該農業生産法人の組合員又は社員に計画的に分割して譲渡する事業

四 農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第二条を第四条とし、同条の次に次の二章を加える。

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想

(農業経営基盤強化促進基本方針)

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、〇地域の特性に即し、掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に對する農用地の利用の集積に関する目標

四 効率的かつ安定的な農業経営を育成する

ために必要な次に掲げる事項

イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

ロ 都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域(次条第三項において「農業振興地域」という。)の区域内に限る。)を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項

3 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に對する農用地の利用の集積に関する目標

四 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

(2) 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

(3) 移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払(持分の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。)の方法

ロ 前条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ニ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ヘ その他農林水産省令で定める事項

3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域(農業振興地域の区域内に限る。)の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。)又は民法第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。

4 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 基本構想は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即するものでなければならない。

6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 市町村は、基本構想を定め、又はこれを更

更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第二節 農地保有合理化法人 (農地保有合理化事業規程)

第七條 第五條第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人又は前条第三項の規定により基本構想に定められた者は、農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地保有合理化事業の実施に関する規程(以下「農地保有合理化事業規程」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定により基本構想に定められた者(市町村を除く。)は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、同条第六項の承認を受けた市町村(以下「承認市町村」という。)の長の同意を得なければならない。

3 農地保有合理化事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

4 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 第五條第二項第四号ロに規定する法人にあつては基本方針に、前条第三項に規定する者にあつては基本構想に適合するものであること。

二 第十二條第一項の認定を受けた者が当該

認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地保有合理化事業を実施すると認められること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る農地保有合理化事業の種類を公告しなければならない。

第八條 農地保有合理化法人は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の変更について、同条第二項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

(報告徴収)

第九條 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地保有合理化法人(市町村を除く。次条第一項及び第十一條第一項において同じ。)に対し、その業務又は資産の状況に關し必要な報告をさせることができる。

(改善命令)

第十條 都道府県知事は、農地保有合理化事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、農地保有合理化法人(市町村及び第五條第二項第四号ロに規定する法人を除く。)に対し、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、承認市町村の長の意見を聴かなければならない。

(承認の取消し)

第十一條 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七條第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 農地保有合理化法人が第五條第二項第四号ロ又は第六條第三項に規定する法人でなくなつたとき。

二 農地保有合理化法人が第九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 農地保有合理化法人が前条第一項の規定による命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第三章 農業経営改善計画

(農業経営改善計画の認定)

第十二條 承認市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを承認市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状

二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標

三 前号の目標を達成するためとるべき措置

4 承認市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 承認市町村は、農業経営改善計画について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(認定農業者への利用権の設定等の促進)

第十三條 承認市町村の農業委員会は、前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、その申出の内容を勘案して農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人の同意を得て、当該農地保有合理化法人を含めて当該調整を行うものとする。

3 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農用地

法人」を「農地保有合理化法人」に、「農地保有合理化促進事業」を「農地売買等事業」に改め、同項第八号中「行なう」を「行う」に改める。

第四條第一項第三号の二及び第五條第一項第一号の二中「農用地利用増進法第七條」を「農業経営基盤強化促進法第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二條第二項第一号」を「第四條第三項第一号」に改める。

第七條第一項第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第九号及び第十号中「行なう」を「行う」に改め、同項第十一号中「行なう農業協同組合」を「行う農業協同組合又は農地保有合理化法人」に改め、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により借り受けている小作地

十三 農地保有合理化法人が所有し、かつ、農地売買等事業の実施により貸し付けている小作地

第七條第一項第十三号の二中「農用地利用増進法第七條」を「農業経営基盤強化促進法第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二條第二項第一号」を「第四條第三項第一号」に改め、同項第三号中「第六号及び第十三号」を「及び第六号」に、「つけて」を「付けて」に改める。

第十九條中「六箇月前」を「六箇月前に」、「一箇月前」を「一箇月前に」、「農用地利用増進法第七條」を「農業経営基盤強化促進法第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二條第二項第一号」を「第四條第三項第一号」に改める。

に改める。

(農業協同組合法の一部改正)
第三條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「させる組合」の下に「(以下「出資組合」という。）」を加え、同條第三項中「あわせ行なう」を「併せ行なう」に、「行なうこと」を「行うこと」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二條第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一條の十五の二第一項第二号において同じ。)

第十條第三項第二号中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同條第五項中「組合員に出資をさせる組合」を「出資組合」に、「あわせ行なう」を「併せ行なう」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第二章第二節中第十一條の十五の次に次の二條を加える。

第十一條の十五の二 出資組合は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、次に掲げる場合には、第十條に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。

一 農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四條第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)として同項第四号に掲げる事業を実施する場合

二 農地又は採草放牧地を利用しないで行う場合において、前号に掲げる場合に準すると認められるとき。

出資組合の行う前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第一項の規定により組合が農業の経営を行うには、総組合員(第十六條第一項ただし書に規定する組合員を除く。次項において同じ。)の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

農業協同組合連合会の会員である組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関し、前項の規定による同意をするには、当該組合の総会に総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。農業協同組合連合会を間接に構成する農業協同組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関し、当該農業協同組合が属する農業協同組合連合会の総会において議決権を行使する場合においても、同様とする。

第十一條の十五の三 組合が、前条第一項の事業を行おうとするときは、農業経営規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。前項の農業経営規程には、事業の実施方法に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

農業経営規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。第十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同

項第二号中「事業を行なう」を「事業を行う」に、「これとあわせ行なう」を「その行う農業に關連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの及び農業と併せ行なう」に、「のみを行なう」を「のみを行う」に改める。

第十三條第二項中「前項の規定により出資をさせる組合(以下出資組合という。）」を「出資組合」に改める。

第三十三條第一項中「宅地等供給事業実施規程」の下に、「農業経営規程」を加える。

第三十五條第一項中「及び宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程」に改める。

第三十八條第二項中「若しくは宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改める。

第四十二條中「ある事業」の下に「(当該組合の組合員の営み、又は従事する農業を除く。）」を加える。

第四十四條第一項第二号中「及び宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程」に改める。

第七十二條の八第一項第二号中「これ」を「その行う農業に關連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの及び農業」に改める。

第七十二條の十第一項中「農民」を「次に掲げる者(農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者)に改め、同項に次の各号を加える。

一 農民

二 組合

三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四條第二項第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地保有合理化法人（前号に掲げる者を除く。）

四 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

第七十二條の十第二項中「組合員」を「同項第一号の規定による組合員」に、「なかり」を「なかり」に改め、同条第三項中「のうち」の下に「第一項第四号に掲げる者及び」を加え、「こえ」を「超えて」に改める。

第七十二條の十二第四項中「組合員」の下に「第七十二條の十第一項第一号の規定による組合員に限る。第七十二條の十七第一項において同じ。」を加える。

第七十三條第四項中「において」の下に「第六十六條第一項中「農業協同組合にあつては第十二條第一項第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による組合員たる組合の役員」とあるのは「第七十二條の十第一項第一号の規定による組合員」とを加え、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第九十三條第一項、第九十四條第一項及び第二項並びに第九十四條の二第一項中「若しくは宅地等供給事業実施規程」を「宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改める。

第九十五條第一項中「若しくは宅地等供給事業実施規程」を「宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改める。

くは農業経営規程」に改め、同条第三項中「又は宅地等供給事業実施規程」を「宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程」に、「又は第一條の十四第一項」を「第十一條の十四第一項又は第十一條の十五の三第一項」に改める。

第一百一條中第二号の六を第二号の七とし、第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。

二の五 第十一條の十五の三第一項の規定に違反したとき。

（土地改良法の一部改正）
第四條 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「の行う土地改良事業又は数人が共同して行う」を「又は第三條に規定する資格を有する者の行う」に改める。

第三條第四項中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三條第二項ただし書に規定する政令で定める」を「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四條第二項に規定する」に改め、「農地保有合理化法人がその所有する農用地を貸し付けた場合において当該農用地が同法第七條第一項第十三号の指定を受けているとき」を削り、「農地保有合理化促進事業（同法第三條第二項ただし書の農地保有合理化促進事業をいう。以下同じ。）を「農地保有合理化事業（同条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。）に改め、同条第五項中「農地法」の下に「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を加える。

第二章第三節の節名中「の行う土地改良事業又は数人が共同して行う」を「又は第三條に規定する資格を有する者の行う」に改める。

第九十五條第一項中「が土地改良事業を行なう場合又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なう」を「又は第三條に規定する資格を有する者が土地改良事業を行なう」に改め、同条第二項中「が土地改良事業を行なう」とする場合又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なうを「又は第三條に規定する資格を有する者が土地改良事業を行なう」に改め、「規約」の下に「（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第二百三十二條第一項及び第二百三十四條第一項において同じ。）」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第一百一條の二中「数人共同して」を削り、「者を除く」を「第三條に規定する資格を有する者を除く」に改める。

第一百八條第一項第四号中「数人共同して」を削り、「行う者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に改め、同条第五項中「第二号」を「同項第二号」に、「第三号」を「同項第三号」に、「第四号の数人共同して」を「同項第四号の」に、「行なう者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に、「第五号」を「同項第五号」に改める。

第二百三十二條第一項中「数人共同して」を削り、「行う者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

する資格を有する者の行う」に改める。

第九十五條第一項中「が土地改良事業を行なう場合又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なう」を「又は第三條に規定する資格を有する者が土地改良事業を行なう」に改め、同条第二項中「が土地改良事業を行なう」とする場合又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なうを「又は第三條に規定する資格を有する者が土地改良事業を行なう」に改め、「規約」の下に「（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第二百三十二條第一項及び第二百三十四條第一項において同じ。）」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第一百一條の二中「数人共同して」を削り、「者を除く」を「第三條に規定する資格を有する者を除く」に改める。

第一百八條第一項第四号中「数人共同して」を削り、「行う者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に改め、同条第五項中「第二号」を「同項第二号」に、「第三号」を「同項第三号」に、「第四号の数人共同して」を「同項第四号の」に、「行なう者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に、「第五号」を「同項第五号」に改める。

第二百三十二條第一項中「数人共同して」を削り、「行う者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第二百三十四條第一項中「数人共同して」を削り、「行う者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に、「基いて」を「基づいて」に、「採る」を「採る」に改める。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）
第五條 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

26 公庫は、当分の間、第十八條第一項の規定により農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第八項に規定する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

27 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

（沖繩振興開発金融公庫法の一部改正）
第六條 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五條の三の次に次の一條を加える。

第五條の四 公庫は、当分の間、第十九條第一項第四号の規定により農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第八項に規定する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

（農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正）
第七條 農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項第二号中「農地保有合理化法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。）の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業」を「農業経営基盤強化促進

事業」に改める。

（農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正）
第七條 農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項第二号中「農地保有合理化法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。）の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業」を「農業経営基盤強化促進

事業」に改める。

（農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正）
第七條 農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項第二号中「農地保有合理化法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。）の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業」を「農業経営基盤強化促進

事業」に改める。

法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項に規定する農地保有合理化事業に改める。

第二条第一項中「貸付料」の下に「前条第二項第二号の財政上の措置として行われる貸付金の償還金」を、「費用」の下に「(貸付金を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農用地利用増進法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた第一条の規定による改正前の農用地利用増進法(以下「増進法」という。)第四条第六項の承認及び増進法第五条第一項の承認(廃止に係る承認を除く。)に係る増進法第四条第一項の実施方針(以下「実施方針」という。)は、第一条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」という。)第六条第六項の承認に係る同条第一項の基本構想(以下「基本構想」という。)とみなす。

2 市町村は、基盤強化法第五条第一項の規定により同項の基本方針が定められた後遅滞なく、前項の規定により基本構想とみなされた実施方針を補充し、都道府県知事の承認を受けなければならない。基盤強化法第六条第一項から第五項まで及び第七項の規定は、この場合について準用する。

3 この法律の施行の際現に増進法第七条の規定による公告があつた農用地利用増進計画の定めるところによって設定され、又は移転された増進法第二条第二項第一号の権利は、基盤強化法

第十九条の規定による公告があつた農用地利用増進計画の定めるところによって設定され、又は移転された基盤強化法第四条第三項第一号の権利とみなす。

4 この法律の施行の際現に増進法第九条第一項の認定を受けている者は、基盤強化法第十二条第一項の認定を受けた者とみなす。

5 この法律の施行前にされた増進法第十一条第一項の認定に係る農用地利用規程は、基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程とみなす。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第二条の規定による改正後の農地法(以下「新農地法」という。)第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧農地法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人(以下「旧農地保有合理化法人」という。)の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業(以下「旧農地保有合理化促進事業」という。)の実施については、次項の規定による場合を除き、この法律の施行の日から、基盤強化法第五条第二項第四号ロに規定する法人となる旧農地保有合理化法人にあつては同条第一項の規定により同項の基本方針が最初に定められた日、それ以外の旧農地保有合理化法人にあつては基盤強化法第六条第一項の規定により基本構想が最

初に定められた日(前条第一項の規定により基本構想とみなされた実施方針にあつては、同条第二項の規定により補充の承認を受けた日)以後三月を経過する日(その日前に基盤強化法第七条第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日)までの間は、なお従前の例による。

3 旧農地保有合理化法人が旧農地保有合理化促進事業の実施により借り受けている小作地及び所有し、かつ、旧農地保有合理化促進事業の実施により売り渡し又は交換するまでの間一時貸し付けている小作地については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農地法第十五条の二第三項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地のその公示に係る買取については、なお従前の例による。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が行っている土地改良事業の実施及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業について当該旧農地保有合理化法人が参加する資格については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとされるものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号(二十二)の二中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「農用地について利用権の設定等を受けようとする者が定める農業経営の規模の拡大を図るための計画」を「農業経営を営み、又は営もうとする者が定める農業経営改善計画」に改める。

別表第三第一号(七十)の二中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に改め、「ところにより」の下に「農業経営基盤強化促進基本方針の作成に関する事務を行い」を加え、「農用地利用増進事業の実施に関する方針」を「農業経営基盤強化促進基本構想及び農地保有合理化法人が定める農地保有合理化事業規程」に改め、同号(七十二)中「共同の敷人」を「土地改良事業に参加する資格を有する者」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に改める。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第八条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第八條第二項中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「第二条第一項」を「第四条第一項第一号」に、「同条第二項第一号」を「同条第三項第一号」に改める。(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正) 第九条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の十五第一項第三号の二「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「第七号」を「第十九号」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二号第二項第一号」を「第四号第三項第一号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第三項中「農事組合法人」の下に「(農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に掲げる者以外の者を組員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十三条の二十七の六の見出し中「農地保有合理化促進事業」を「農地保有合理化事業」に改め、同条第一項中「農地法第三十二条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う営利を目的としない法人が当該事業」を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が同項第一号に規定する農地売買等事業」に、「又は交換したときは、当該法人」を「若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四十条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人」に改め、同条第二項中「法人が農地保有合理化促進事業」を「農地保有合理化法人が農地売買等事業」に改める。

第七十三条の二十七の七第二項中「農地法第三十二条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う営利を目的としない法人」を「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する

農地保有合理化法人」に、「当該法人」を「当該農地保有合理化法人」に改め、同条第三項中「法人」を「農地保有合理化法人」に改める。

第五百八十六条第二項第八号中「農地法第三十二条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う営利を目的としない法人」を「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」に改める。

附則第十一条第二項中「農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七号」を「農業経営基盤強化促進法第十九号」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改める。

附則第十一条の五中「法人」を「農地保有合理化法人」に、「農地保有合理化促進事業」を「農地売買等事業」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 旧農地保有合理化促進事業の実施によつて取得される土地に対して課する不動産取得税については、前条の規定による改正前の地方税法(以下「旧地方税法」という。)第七十三条の二十七の六及び旧地方税法附則第十一条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧地方税法第七十三条の二十七の六第一項中「当該事業の実施により売り渡し、又は交換したとき」とあるのは、「当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換したとき、又は農業経営基盤強化促進法のための関係法律の整備に関する法律による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、若しくは同項第三号に掲げる事業の実施により現物出資した」と

き」と、旧地方税法附則第十一条の五第一項中「第七十三条の二十七の六第一項」とあるのは「農業経営基盤強化促進法のための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法(以下本条において「旧地方税法」という。)第七十三条の二十七の六第一項」と、「附則第十一条の五第一項」とあるのは「旧地方税法附則第十一条の五第一項」と、同条第二項中「七十三号の二十七の六第一項」とあるのは「旧地方税法第七十三条の二十七の六第一項」とする。

2 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)第七十三条の二十七の七第二項の規定は、この法律の施行の日以後の同項に規定する換地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に旧農地保有合理化法人が取得した旧地方税法第七十三条の二十七の七第二項に規定する換地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新地方税法第五百八十六条第二項第八号の規定は、この法律の施行の日以後に取得される同号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前に旧農地保有合理化法人が取得した旧地方税法第五百八十六条第二項第八号に規定する土地(同日以後に附則第三条第二項の規定により旧農地保有合理化法人が取得した当該土地を含む。)又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成五年六月四日

農林水産委員長 吉川 芳男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、特定農山村地域における農林業その他の事業を振興し、豊かで住みよい農山村の育成を図るため、基盤整備計画の作成について定めるとともに、農林地所有権移転等促進事業の創設、森林組合法及び土地改良法の特例の創設、地方財政上の特例措置等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

近年、我が国農業及び農村を取り巻く内外の諸情勢の変化の中で、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域は、過疎化

高齢化の進行、就業機会の不足、耕作放棄地の増大、生産基盤整備、生活環境整備の遅れに加え、地域社会の活力低下等今後早急に解決を要する多くの困難を課題に直面している。

こうした事態に対応し、当該地域の活性化を図るためには、農林業を中心とした産業の振興等を通じて定住条件の整備とともに、農林地等の地域資源の適切な維持管理のための積極的な取組が重要課題となっている。

よって政府は、本法の運用等に当たっては、次の事項の実現に努め、中山間地域の農林業の活性化と豊かで住みよい農山村の育成に万遺憾なきを期すべきである。

一 特定農山村地域における農林業が国土・自然環境の保全等に果たしている役割の重要性にかんがみ、適切な農林業活動を通じてその機能が維持増進されるよう各種施策の一層の充実に努めるとともに、いわゆる直接所得補償方式については、構造政策の達成状況、国民的コンセンサス等も踏まえ、引き続き検討を深めること。

二 本法の運用を初め中山間地域の活性化を図る各種施策が総合的に実施されるよう、関係各省庁間の連携・協力を一層強化するとともに、国、都道府県、市町村を通じて円滑適切な推進に十全を期すること。

また、今後の多極分散型国土形成を図る各種施策の実施に当たっては、中山間地域の果たす役割に対する国民的コンセンサスを確立し、これに基づき当該地域に対する重点的な投資に努めること。

三 特定農山村地域を定めるに当たっては、本法に基づく施策の効果が十分に発揮されるよう既に

存の地域振興立法等との関係に留意するとともに、旧市町村単位でも指定するなどきめ細かい配慮をすること。

四 市町村が農林業等活性化基盤整備計画を策定するに当たっては、地域住民の声を反映するとともに、これが地域の特性を生かした実現可能な計画として位置付けられるように指導すること。

これと併せ、事業の推進に必要な地域リーダーについては、研修等の充実、市町村相互の交流、異業種との交流等を通じてその育成、確保ができるよう、支援の充実に努めること。

五 国及び都道府県は、特定農山村地域において新規作物の導入や生産方式の改善が円滑に行われるよう、農業試験場や農業改良普及所等を活用し、営農・経営指導の充実、モデル団地の設置、先進優良事例の紹介等所要の措置を講ずること。

六 中山間地域経営改善・安定資金については、その活用状況等を見定めつつ、必要に応じてその運用の改善につき検討すること。

七 農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっては、利用権設定等促進事業との整合性に配慮するとともに、優良農地の確保と耕作放棄地の有効活用等に留意したきめ細かい運用が行われるよう指導すること。

なお、本事業の実施に伴う登記等諸行政手続きについては、関係各機関相互の協力により円滑に遂行されるよう配慮すること。

八 特定農山村地域の活性化を図るため、立ち遅れている農業及び林業の生産基盤の整備を推進し、農林業の振興、農村地域工業等導入促進法

等の一層の推進により、就業・所得機会の創出に努めるとともに、生活環境の整備充実に努めること。

九 地域住民の要請にこたえた特定農山村地域の活性化が図られるよう、本法による措置に加え、地方財政措置を含む適切な措置を講ずるよう努めること。

(定義等)

第二条 この法律において「特定農山村地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月二十日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

2 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養蚕の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」という。)及び開発して農用地とすることが適当な土地

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養蚕の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(農用地及び次号に規定する林地を除く。)

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 櫻内 義雄

三 木竹の集約的な生育に供される土地(主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。以下「林地」という。)及び林地とすることが適当な土地

四 次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供される土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供されることが適当な土地

第一条 この法律は、特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。

五 前各号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地

8 この法律において「農林業等活性化基盤整備促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 次に掲げる農林業その他の事業の活性化を図るための措置の実施を促進する事業

イ 新規の作物の導入その他生産方式の改善による農業経営(食用きのこのその他の林産物の生産を併せ行うものを含む。以下同じ。)の改善及び安定に関する措置

ロ 農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保に関する措置

ハ 需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売に関する措置

ニ 都市住民の農林業の体験その他の都市等との地域間交流に関する措置

ホ その他地域における就業機会の増大に寄与する措置

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な農業用施設、林業用施設その他主務省令で定める施設(以下「農林業等活性化基盤施設」という。)の整備を促進する事業

三 農林地(農用地及び林地をいう。以下同じ。)の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保及び農林業等活性化基盤施設の円滑な整備の促進を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等促進事業」という。)

四 農林業その他の事業を担うべき人材の育成及び確保その他農林業その他の事業の活性化を促進するために必要な事業

4 主務大臣は、第一項の政令で定める要件に該当する特定農山村地域を公示するものとする。

5 主務大臣は、第三項第二号の主務省令を定め

ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

(特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業の原則)

第三条 特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業は、地域の農林業その他の事業に従事する者又はその組織する団体が地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図るためにする自主的な努力を助長し、かつ、地域住民の生活の向上が図られること並びに農林業の振興並びに農用地及び森林の保全を通じて国土及び環境の保全等の機能が十分発揮されることを旨として実施するものとする。

第四条 その全部又は一部の区域が特定農山村地域である市町村は、当該特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画(以下「基盤整備計画」という。)を作成することができる。

2 基盤整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林業その他の事業の活性化の目標

二 農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項

三 農林業生産の基盤の整備及び開発並びに産業の振興を図るために必要な道路その他の公共施設の整備であつて、農林業等活性化基盤整備促進事業に関連して実施されるものに関する事項

四 その他主務省令で定める事項

8 前項第二号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、次に掲

げる事項を定めるものとする。

一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

四 その他農林水産省令で定める事項

4 市町村は、前項第二号及び第三号に規定する算定基準を定めようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。

5 基盤整備計画は、過疎地域活性化計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即したものでなければならぬ。

6 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、第二項第二号に掲げる事項について、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農業経営の改善及び安定のための計画の認定)

第五条 基盤整備計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設(農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従つて農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員(以下「参加構成員」という。)の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

(資金の確保)

第六条 国及び都道府県は、前条の認定を受けた団体及びその参加構成員が当該認定に係る計画に従つて同条の措置を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定)

第七条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の設置に係る事業を行うおうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画(以下「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認め

るときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

(所有権移転等促進計画の作成等)

第八条 計画作成市町村は、第五条の認定を受けた団体若しくはその参加構成員又は前条の認定を受けた者から第五条の認定に係る計画又は前条の認定に係る事業計画に従って農林地等について所有権の移転等を受けた旨の申出があった場合において必要があるときその他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容(土地の利用目的を含む)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃

及びその支払の方法

六 その他農林水産省令で定める事項

3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 所有権移転等促進計画の内容が基盤整備計画に適合するものであること。

二 所有権移転等促進計画において、次に掲げる所有権の移転等のいずれかが定められていること。

イ 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用を確保するため行う農林地についての地目変換(農用地間又は林地間における地目変換を除く)を伴う所有権の移転等(ロに該当するものを除く)。

ロ 農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く)の整備を図るため行う農林地等についての所有権の移転等及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するために必要な農林地についての所有権の移転等

三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

四 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

五 前項第一号に規定する者が、次に掲げる要件を備えていること。

イ 前項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該農用地に係る同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない者に該当しないこと。

ロ 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農林業等活性化基盤施設の用に供するためのものである場合にあっては、第五条の認定を受けた団体若しくはその参加構成員(当該認定に係る計画に従って特定施設を設置する者に限る)、前条の認定を受けた者又は地方公共団体その他の基盤整備計画に即して農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く)を適正かつ確実に整備することができると認められる者として主務省令で定める者であること。

ハ イ及びロ以外の場合にあっては、所有権の移転等が行われた後において、前項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができるものと認められる者であること。

4 計画作成市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、当該所有権移転等促進計画が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該所有権移

転等促進計画について、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

一 第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地(当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る)であること。

二 第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう)内にあり、かつ、所有権の移転等が行われた後において、農林業等活性化基盤施設の用に供されることとなること(同法第二十九条又は同法第四十三条第一項の規定による許可を要する場合に限る)。

5 都道府県知事は、前項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について同項の承認をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。(所有権移転等促進計画の公告)

第九条 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 計画作成市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、前条第四項の承認を受けた所有権移転等促進計画について前項の規定による公告を行う場合については、この限りでない。

(公告の効果)

第十條 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十一條 第九條第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(森林組合法の特例)

第十二條 市町村は、基盤整備計画において第四條第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たり、特定農山村地域における農用地の保全のため必要があると認めるときは、同号に掲げる事項に係る農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保に関する措置として、森林組合が特定農山村地域において委託を受けて農作業を行う事業を実施する旨を、当該森林組合の同意を得て、定めることができる。

2 当該森林組合は、当該市町村が第四條第六項の承認を受けたときは、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九條第一項、第二項及び第七項に規定する事業のほか、前項に規定する事業を実施することができる。

(農業協同組合及び森林組合の連携)

第十三條 基盤整備計画に係る特定農山村地域の全部又は一部とする農業協同組合及び森林組合は、当該基盤整備計画の円滑な実施が促進されるよう、農作業又は森林施業の受託等

による農用地及び森林の保全、地域特産物の販売又は加工等に關し、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(土地改良法の特例)

第十四條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二條第一項の規定により、同法第二條第二項に規定する土地改良事業の施行に係る地域(対象地域内の区域に限る。以下「対象施行地域」という。)につき、換地計画を定める場合には、対象施行地域内で農業と併せて林業を営む者の林業経営上必要な施設であつて、その者の経営の安定を図り、もつて農業構造の改善を図るために必要で欠くことができない施設として基盤整備計画に定められたもの(政令で定める要件に適合するものに限る。)を同法第五十三條の三第一項第二号に掲げる施設とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる規定により、対象施行地域につき換地計画を定める場合について準用する。

一 農林水産大臣又は都道府県知事 土地改良法第八十九條の二第一項

二 市町村 土地改良法第九十六條の四において準用する同法第五十二條第一項

(課税の特例)

第十五條 対象地域内において、第七條の認定を受けた者(地方公共団体の出資又は拠出に係る法人に限る。)が当該認定に係る事業計画に従つて設置した農林業等活性化基盤施設については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をする

ことができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六條第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、対象地域内において第七條の認定に係る事業計画に従つて農林業等活性化基盤施設のうち自治省令で定めるものを設置した者(自治省令で定める要件に該当する者に限る。)については、当該施設の用に供する家屋若しくはこれらの敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当すると認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国等の援助)

第十七條 国及び地方公共団体は、基盤整備計画の達成に資するため、基盤整備計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の

の援助の実施に努めるものとする。

(地方債の特例等)

第十八條 計画作成市町村が、第七條の認定を受けた者のうち自治省令で定めるものが当該認定に係る事業計画に従つて行おうとする農林業等活性化基盤施設のうち自治省令で定めるものの設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係る経費について出資、補助その他の助成を行おうとする場合において、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないものは、同項第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が基盤整備計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(農業生産の基盤及び林業生産の基盤の一体的な整備及び開発の促進)

第十九條 国及び地方公共団体は、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び開発に關する施策を行うに当たつては、対象地域内において土地改良事業及び造林又は林道の開設の事業の総合的な施行その他の農業生産の基盤及び林業生産の基盤の一体的な整備及び開発が促進されるよう配慮するものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第二十條 国の行政機関の長又は都道府県知事は、対象地域内の土地を基盤整備計画に定める農林業等活性化基盤施設の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処

第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に基づき農業振興地域整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第二項第一号に規定する農田

地に限る。)を農業を営む者が同号に規定する農用地の用に供する目的で取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成七年三月三十一日までに行われたときに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

- 一 当該土地の取得が農用地区域内にある土地以外の土地の取得である場合 当該土地の価格の四分の一に相当する額
- 二 当該土地の取得が農用地区域内にある土地の取得である場合 当該土地の価格の三分の一に相当する額

附則第十一条の四第一項中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第七八条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

第七八条第一項中「第四条第二十三号」を「第四条第二十四号」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第九八条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の四の次に次の一号を加える。

二十七の五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第二十九条中「第二十号まで」の下に「第二十七号の五」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第九十条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十九号の四の次に次の一号を加える。

三十九の五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

(建設省設置法の一部改正)

第十〇条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)」を、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十二条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の八の次に次の一号を加える。

三の九 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月四日

通信委員長 野別 隆俊
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際化の進展にかんがみ、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることを免許付与の欠格事由とし、行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこと、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設けること等、所要の改正を行うものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 情報化の進展の中で増大する電波需要に的確に対応するため、電波の有効利用技術や周波数資源の開発等を積極的に推進し、国民生活の利便向上に資するよう電波利用環境の整備を進めること。

一 本法における「免許情報告知制度」等の周知徹底により、不法開設局の未然防止を効果あるものとするよう努めるとともに、引き続き、不法開設局対策について検討を行うこと。

一 本年度導入された電波利用料制度の公平かつ円滑な運用に努め、その実施状況を明らかにしつつ、その定着を図ること。

一 電波が持つ社会的機能の重要性にかんがみ、その利用秩序について国民に対し正しい知識と理解を求めるよう一層努力すること。

一 電波利用の高度化、多様化を促進するため、規制緩和、行政手続の簡素化等につきさらに検討を進めること。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成五年六月三日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百四条の六」を「第百四条の五」に改める。

第五条第二項第四号中「アマチュア無線局」を「アマチュア無線局」に改め、「であつて、その国内において日本国民が同種の無線局を開設することを認める国の国籍を有する人の開設するもの」を削り、同項第六号中「であつて、次に掲げる者の開設するもの」を削り、同号イからニまでを削る。

第六条第一項第七号中「第八号並びに」を「次項第二号」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第九号」を「第八号」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

第七条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十八条の二中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第五項の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、郵政省令で定める方法により、その表示を除去しなければならない。

第三十九条の三ただし書中「第五条第二項第四

号に掲げるアマチュア無線局を開設した者が当該無線局を「外国において同条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格として郵政省令で定めるものを有する者が郵政省令で定めるところによりアマチュア無線局」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第三号」に、並びに第一百条第一項第二号(高周波利用設備)を「第一百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)並びに第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)」に改め、同項第三号中「第百二条の十三第六項」を「第百二条の十七第六項」に改め、同項第四号中「第百二条の十三第一項」を「第百二条の十七第一項」に改める。

第百二条の十三第六項中「第百二条の十三第一項」を「第百二条の十七第一項」に、「第百二条の十三第三項」を「第百二条の十七第二項」に、「第百二条の十三第二項」を「第百二条の十七第三項」に、「第百二条の十三第一項」を「第百二条の十七第四項」に、「第百二条の十三第六項」を「第百二条の十七第六項」に改め、同条を第百二条の十七とする。

第百二条の十二の次に次の四条を加える。

(特定の周波数を使用する無線設備の指定)

第百二条の十三 郵政大臣は、第四条の規定に違反して開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの(以下「特定不法開設局」という。)が著しく多数であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備(同条各号に掲げる無線局に使用するためのもの及び当該特定不法開設局に使用されるおそれが少ないと認められるもの

を除く。以下「特定周波数無線設備」という。)が広く販売されているため特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、郵政省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 郵政大臣は、第一項の郵政省令を制定し、又は改廃しようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(指定無線設備の販売における告知等)

第百二条の十四 前条第一項の規定により指定された特定周波数無線設備(以下「指定無線設備」という。)の小売を業とする者(以下「指定無線設備小売業者」という。)は、指定無線設備を販売するときは、当該指定無線設備を販売する契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、当該指定無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許を受けなければならない旨を、告げ、又は郵政省令で定める方法により示さなければならない。

2 指定無線設備小売業者は、指定無線設備を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を郵政省令で定めるところにより記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 前項の規定により告げ、又は示さなければならない事項

二 無線局の免許がないのに、指定無線設備を使用して無線局を開設した者は、この法律に

定める刑に処せられること。

三 指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地

(指示)

第百二条の十五 郵政大臣は、指定無線設備小売業者が前条の規定に違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げることとなると認めるときは、その指定無線設備小売業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定による指示をしようとするときは、通商産業大臣の同意を得なければならない。

(報告及び立入検査)

第百二条の十六 郵政大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、指定無線設備小売業者から、その業務に関し報告を徴し、又はその職員に、指定無線設備小売業者の事業所に立ち入り、指定無線設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十八条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第百四条の三を削り、第百四条の四を第百四条の三とし、第百四条の五を第百四条の四とし、第百四条の六を第百四条の五とする。

第百六条第一項中「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第百八条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第百八条の二第一項中「百万円」を「二百五十万円」に改める。

第百九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改

め、同条第二項中「三十万円」を「百万円」に改める。

第九十九条の二中「第九十二条の十三第六項」を「第九十二条の十七第六項」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第一百十条中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第一百十条の二中「第九十二条の十三第六項」を「第九十二条の十七第六項」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第一百十一條中「十万円」を「三十万円」に改める。
第一百十二條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第三十八條の二第六項」の下に「又は第七項」を加える。

第一百十三條中「十万円」を「三十万円」に改め、同条に次の二号を加える。

十一 第一百二條の十五第一項の規定による指示に違反した者

十二 第一百二條の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百十三條の二中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第九十二条の十三第六項」を「第九十二条の十七第六項」に改める。

第一百十五條及び第一百十六條中「十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、目次、第五條第二項、第六條、第七條第一項及び第三十九條の三の改正規定、第九十九條の十一第一項第一号の改正規定中「第

七條第一項第四号」を「第七條第一項第三号」に改める部分、第四百四條の三を削り、第四百四條の四を第四百四條の三とし、第四百四條の五を第四百四條の四とし、第四百四條の六を第四百四條の五とする改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第四百四條の三を削る改正規定の施行前に改正前の電波法第四百四條の三の規定により同法第五條第二項第四号及び第六号に掲げる無線局について郵政大臣が付した予備免許、免許若しくは許可の条件若しくは期限又は郵政大臣がした運用の制限は、第四百四條の三を削る改正規定の施行の日、その効力を失う。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月八日

大蔵委員長 野末 陳平

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、住宅取得及び民間設備投資の促進等を図るため、住宅取得促進税制の拡充を行うほか、中小企業者等の高度化機械等の特別償却又は税額控除制度及び特定扶養親族に係る扶養控

除の特例を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う平成五年度における租税減収見込額は、約千四百六十億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成五年五月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第一項中「以下この条を」。以下第九項まで」に改め、同条第四項中「につき前項」を「又は第十五項に規定する高度化機械等につき前項又は第十七項」に改め、同条第五項中「につき第三項又は前項」を「又は第十五項各号に定める減価償却資産につき第三項若しくは前項又は第十七項若しくは第十八項」に改め、同条に次の七項を加える。

15 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、平成五年七月一日から平成六年六月三十日までの期間(以下この条において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める減価償却資産(当該各号のいずれにも該当する減価償却資

産については、当該各号のいずれかに該当するものとする。)で政令で定める規模のもの(以下この条において「高度化機械等」という。)を取得し、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内(第一号に掲げる者(以下この条において「省力化投資事業者」という。)が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内)に国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。第十七項及び第十八項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該高度化機械等(第一項若しくは第三項、次条第一項、第十一條から第十三條の二まで、第十五條又は第十六條の規定の適用を受けけるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該高度化機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十(省力化投資事業者で第一項第一号に規定する中小企業者(以下この条において「中小企業者」という。)に該当するものが取得し又は製作した第一号に定める減価償却資産については、百分の三十六)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該高度化機械等の償却費として同法第四十九條第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 高度な処理能力等を有する機械その他の減価償却資産で事業の省力化又は合理化に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の減価償却資産

二 中小企業者で第十二条の二第一項に規定する事業を営む個人 当該事業の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、事務処理の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。）

16 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける高度化機械等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十五項本文の規定により必要経費に算入することができ償却費の限度額」と読み替えるものとする。

17 第十五項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない高度化機械等を取引し、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内（省力化投資事業者が取得し又は製作した同項第一号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内）に国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、当該高度化機械等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該高度化機械等（第一項若しくは第三

項、次条第一項、第十一条から第十三条の二まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の百分の七（省力化投資事業者で中小企業者に該当するものが取得し又は製作した第十五項第一号に定める減価償却資産については、百分の八・四）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

18 青色申告書を提出する省力化投資事業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第十五項第一号に定める減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該省力化投資事業者の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限る。）に

は、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した減価償却資産（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限り、前条第四項の規定又は第四項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の百分の七（中小企業者に該当する個人が賃借した減価償却資産については、百分の八・四）に相当する金額の合計額（以下この項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該省力化投資事業者の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した事業基盤強化設備又は高度化機械等につき第三項若しくは第四項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

19 第五項から第十四項までの規定は、第十五項から前項までの規定の適用がある場合について準用する。

20 青色申告書を提出する個人が、その年において第五項及び前項において準用する第五項に規定する繰越税額控除限度超過額をそれぞれ有する場合には、これらの規定にかかわらず、これらの繰越税額控除限度超過額を合計した金額を第五項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなして同項の規定を適用する。

21 第十五項から前項までの規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の技術的調整その他のこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、「（以下この項の下に「及び第三項」を加え、

「平成五年十二月三十一日」を「平成六年十二月三十一日」に、「（以下この項において同じ。）」を「第五項までにおいて「住宅借入金等」という。）」に、「（以下この項において同じ。）」を「次項及び第三項において同じ。）」に、「その年十二月三十一日における次に掲げる借入金又は債務の金額の合計額が二千万円以下であるときは当該合計額のパーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、当該合計額が二千万円を超えるときは当該超過する金額（当該超過する金額が千万円を超える場合には、千万円とする。）の〇・五パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に二十万円を加えた金額」を「住宅取得等特別税額控除額」に改め、同条第十項中「第二項」を「第四項」に改め、同条第十二項とし、同条第四項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一項各号に掲げる借入

金又は債務を「住宅借入金等」に、「当該借入金又は債務」を「当該住宅借入金等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する住宅取得等特別税額控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円以下である場合 当該合計額の一パーセントに相当する金額

二 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額（当該金額が千万円を超える場合には、千万円の〇・五パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

8 第一項に規定する居住の用に供した日の属する年及びその翌年における同項に規定する住宅取得等特別税額控除額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に、その年十二月三十一日における住宅借入金等（その年が第一項に規定する居住の用に供した日の属する年の翌々年以後の年に該当する住宅の取得等に係るものを除く。）の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）の〇・五パーセントに

相当する金額を加えた金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第五項」を「第四十一条第七項」に改める。

第四十一条の十八を第四十一条の十九とし、第四十一条の十七第二項中「第四十一条の十七第一項」を「第四十一条の十八第一項」に改め、同条を第四十一条の十八とし、第四十一条の十六を第四十一条の十七とし、第四十一条の十五の次に次の一条を加える。

（特定扶養親族に係る扶養控除の特例）

第四十一条の十六 居住者の有する所得税法第二十一条第三十四号の二に規定する特定扶養親族に係る同法第八十四条第三項に規定する扶養控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に五万円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第九十条及び第二百三条の三の規定の適用については、同法第九十条第二号ハ中「の規定」とあるのは、並びに租税特別措置法第四十一条の十六第一項（特定扶養親族に係る扶養控除の特例の規定）と、同法第二百三条の三第一号ホ中「又は老人扶養親族については三万七千五百円」とあるのは「については四万円とし、老人扶養親族については三万七千五百円とする。」とする。

第四十二条の七第一項中「以下この条を」と、以下第十項まで」に改め、同条第二項中「この項から第四項まで及び第六項を」との項、次項、第四項（第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（第十六項において準用する場合を含む。）、第十四項及び第十五項に改め、同条第三項中「つき前項」を「又は第十三項に規定する高度化機械等につき前項又は第十四項」に改め、同条第四項中「つき第二項又は前項」を「又は第十三項各号に定める減価償却資産につき第二項若しくは前項又は第十四項若しくは第十五項」に改め、同条に次の六項を加える。

18 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定事業者」という。）が、平成五年七月一日から平成六年六月三十日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める減価償却資産（当該各号のいずれにも該当する減価償却資産については、当該各号のいずれかに該当するものとする。）で政令で定める規模のもの（以下この条において「高度化機械等」という。）を取得し、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内（第一号に掲げる法人（以下この条において「省力化投資事業者」という。）が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内）に国内にある当該特定事業者の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第十五項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該高度化機械等（第一項若しくは第二項、次条第一項、第四十三条から第四十六条の三まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該高度化機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該高度化機械等の取得価額の百分の三十（第一号イに掲げる法人が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、百分の三十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 高度な処理能力等を有する機械その他の減価償却資産で事業の省力化又は合理化に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する次に掲げる法人 当該機械その他の減価償却資産

イ 第一項第一号に規定する中小企業者等（次号において「中小企業者等」という。）ロ イに掲げる法人以外の法人

二 中小企業者等で第四十五条の二第一項に規定する事業を営む法人 当該事業の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品（器具

及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。

14 特定事業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない高度化機械等を取付け、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内（省力化投資事業者が取得し又は製作した前項第一号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内）に国内にある当該特定事業者の営む事業の用に供した場合において、当該高度化機械等につき前項又は同項に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（第二項、第三項、第四項第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（第十六項において準用する場合を含む。）、この項及び次項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、前条第二項から第四項まで及び第六項、次条第二項、第六十二条の三から第六十三条の二まで並びに第六十八條の二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において同じ。）からその事業の用に供した当該高度化機械等（第一項若しくは第二項、次条第一項、第四十三條から第四十六條の三まで、第四十八條、第四十九條若しくは第五十一條又はこれらの規定に係る第

五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の百分の七（前項第一号イに掲げる法人が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、百分の八・四）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定事業者の供用年度における税額控除限度額が、当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

15 青色申告書を提出する省力化投資事業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第十三項第一号に定める減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該省力化投資事業者の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した減価償却資産（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額

以上であるものに限るものとし、前条第三項の規定又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の百分の七（第十三項第一号イに掲げる法人が賃借した減価償却資産については、百分の八・四）に相当する金額の合計額（以下この項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該省力化投資事業者の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備又は高度化機械等につき第二項若しくは第三項又は前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

16 第四項から第十二項までの規定は、前三項の規定の適用がある場合について準用する。

17 青色申告書を提出する法人が、同一の事業年度において第四項及び前項において準用する第四項に規定する繰越税額控除限度超過額をそれぞれ有する場合には、これらの規定にかかわらず、これらの繰越税額控除限度超過額を合計した金額を第四項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなして同項の規定を適用する。

18 第十三項から前項までの規定の適用がある場合における前三條、次條、第五十二條の二、第五十二條の三及び第六十二條の三から第六十三條の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、法人税に関する法令の規定の技術的調整をその他の第十三項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二條の四第二項及び第四十二條の五第二項	第四十二條の七第二項から第四項まで及び第六項	第四十二條の七第二項、第三項、第四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第十四項及び第十五項
前条第二項	次条第二項から第四項まで及び第六項	次条第二項、第三項、第四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第十四項及び第十五項
前条第六項	次条第六項	次条第六項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、

次条第二項	前条第二項から第四項まで及び第六項	前条第二項、第三項、第四項(同条第十六項において準用する場合を含む)、第六項(同条第十六項において準用する場合を含む)、第十四項及び第十五項
第五十二條の二及び第五十二條の三第一項	第四十二條の七第一項	第四十二條の七第一項若しくは第十三項
第六十二條の三第一項及び第七項並びに第六十三條の二第一項	第四十二條の七第六項	第四十二條の七第六項(同条第十六項において準用する場合を含む。)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)(第四十一條及び第四十二條の二の規定は、居住者が平成五年四月一日以後に新法第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。))を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)(第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧法第四十一條第一項

の規定の適用がある場合における新法第四十一條第一項に規定する増改築等に係る同条及び新法第四十一條の二の規定の適用については、新法第四十一條第二項第一号中「二千万円」とあるのは「二千万円(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第四十一條第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務(以下この項において「旧借入金等」という。))の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額(当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円)を控除した残額」と、同項第二号中「二千万円」とあるのは「二千万円(旧借入金等の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額(当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円)を控除した残額」と、「金額が二千万円」とあるのは「金額が二千万円(当該旧借入金等の金額が二千万円を超える場合には、三千万円から当該旧借入金等の金額(当該金額が三千万円を超え

るときは、三千万円)を控除した残額。以下この号において同じ。))と、「二十万円」とあるのは「二千万円(旧借入金等の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額(当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円)を控除した残額)の一パーセントに相当する金額」とする。

(特定扶養親族に係る扶養控除の特例に関する経過措置)

第三条 新法第四十一條の十六第一項の規定は、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新法第四十一條の十六第二項の規定により読み替えられた所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百九十九條の規定は、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後である場合について適用し、その年最後に当該給与等の支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十一條の十六第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三條の三の規定は、施行日以後に支払うべき同法第二百三條の二に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第四項の改正規定中「改める」を「改め、同条第十五項及び第十七項中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める」に改める。

第四十二條の七第三項の改正規定中「改める」を「改め、同条第十三項及び第十四項中「第四十六條の三」を「第四十六條の四」に改める」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項及び第三百二十一條の八第三項中「第四十二條の七第六項」の下に「同条第十六項において準用する場合を含む。」を加える。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案
右の議案を提出する。

平成五年六月八日

提出者

大蔵委員長 野末 陳平
参議院議長 原 文兵衛殿

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助に関する事業(以下「民間海外援助事業」という。)の推進のための国の所有に属する物品の譲与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(国の所有に属する物品の譲与)

第二条 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、その所管に属する国の物品でその事務又は事業の用に供しているものにつき、民間海外援助団体(民間海外援助事業を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下同じ。)から民間海外援助事業の用に供するためその譲与を求める旨の申出があった場合において、当該民間海外援助事業が開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するものと認めるときは、当該申出に係る物品を当該民間海外援助団体に対し譲与することができる。ただし、当該譲与が、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、行われることとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により物品を譲与しようとする場合には、各省各庁の長は大蔵大臣に協議するものとする。

(物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告義務)

第三条 前条第一項の規定により物品の譲与を受けた民間海外援助団体は、各省各庁の長の定めるところにより、当該物品に係る民間海外援助事業の実施に関し、各省各庁の長に対し報告しなければならない。

(地方公共団体の所有に属する物品の譲与)

第四条 地方公共団体は、民間海外援助事業の推進のため、地方公共団体の所有に属する物品でその事務又は事業の用に供していたものの民間海外援助団体に対する譲与に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成五年六月八日

地方行政委員長 佐藤 三吾

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を縮減するものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成五年度一般会計補正予算に、所得税及び法人税の減少見込額を計上することに伴う地方交付税交付金の減額を補てんするため、四百六十四億円が追加額として計上されている。

地方交付税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成五年六月三日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「四千億円」を「三千五百三十六億円」に改め、同条第三項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成六年度	三千九百五億円
平成七年度	三千九百七十五億円
平成八年度	四千百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	五千八百三十億円
平成十三年度	五千八百四十二億四千万円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第七條中「三千六百三十億円」を「三千百六十六億円」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成六年度	三千九百五億円
平成七年度	三千九百七十五億円
平成八年度	四千三百二十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	五千八百三十億円
平成十三年度	五千八百四十二億四千万円

両院協議会報告書

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右については、両院協議会の成案を得なかった。よって報告する。

平成五年六月八日

平成五年度一般会計補正予算
(第1号)外二件両院協議会

参議院協議委員長 村沢 牧

参議院議長 原 文兵衛殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 二〇六円 (送料を含む)